

事務事業評価結果一覧(政策No.1~5)の用語説明

| 総合振興計画上の政策体系 | | 個々の事務事業No. | 事務事業名(担当係名) 事業概要 | 平成27年度の 事業実績内容 | 担当課所による評価 | | | | | | | 総合振興計画審議会及び行政改革推進委員会による 検証・評価 | 総合評価 平成29年度以降の方針 <A:現状のまま継続する、B:内容・やり方を改善する・見直す、C:内容・やり方、コストを改善・見直す、D:休止・廃止する> | | |
|--|---------|--|------------------------------------|--|--|--|---|---|--|---|----------------------------|--|--|------------------------------|----------------------|
| 政策No. | 基本施策No. | | | | 視点別評価 | | | | 視点別評価に基づく総括と今後の方向性等 | | | | | | |
| | | | | | 目的妥当性評価 | | 有効性評価 | 効率性評価 | | 事務事業の終了・休止・縮小の条件、可能性 | 見直し等が必要と評価した視点別評価項目に関する方向性 | | | 改革・改善案及び改革・改善実現のための課題等とその解決策 | 事務事業の担当課所による今後の方針・総括 |
| | | | | | ① 政策体系との整合性 | ② 公共関与の妥当性 | | ③ 対象・意図の妥当性 | ④ 成果向上の余地 | | | | | | |
| 別様 第1次 小鹿野町 総合振興計画の 政策体系図の 番号 | 1 | 事務事業名及び(担当係名)を記入しています。 | 平成27年度中に、どのような活動を行ったかを具体的に記入しています。 | ① 事務事業の目的が、基本施策や基本事業の目的にどのように貢献しているのかを評価する。「結びついている」「結びつきが見直しの余地がある」「結びつかない」「政策体系外の事務事業である」のいずれか記入しています。 | ④ 「成果向上の余地はない」「成果向上の余地がある程度ある」「成果向上の余地がかなりある」のいずれか記入しています。 | ⑥ 「削減の余地はない」「事業費の削減余地がある」「人件費の削減余地がある」「事業費・人件費共に削減余地がある」のいずれか記入しています。 | 事務事業を「終了・休止・縮小」できるか・させるかではなく、事務事業がどのような状況・状態になれば終了・休止・縮小となるのか、「終了等の可能性はない」、または、終了等の可能性がある場合は、「その条件や可能性など」について記入しています。 | 左記の「視点別評価」において、見直しが必要があると評価した項目に関する方向性を記入しています。 | 左記に関する改革・改善案等を記入しています。また、そのために解決すべき課題・障壁及びその解決策を記入しています。 | | | 担当課所としての今後の方針を記入しています。 「視点別評価」、「視点別評価に基づく総括と今後の方向性等」を踏まえ、『内部評価』における総括事項や特記事項を記入しています。(現状維持または事務事業終了の場合、その理由を記入しています。) | 総合振興計画審議会及び行政改革推進委員会による検証・評価についての意見等を要約して記入しています。 | | |
| | | 事務事業の具体的な概要や取組内容について記入しています。 | | ② 事務事業を公費(税金等)を使って行う理由は何かを評価する。「町が実施しなければならない」「一部委ねている」「委ねている」「委ねられる可能性がある」のいずれか記入しています。 | | ⑦ 事務事業の受益者が誰であるのかを明確にして、受益者が限られる場合、負担を求めるとの適否、また、求める場合、その負担額が適正であるのかを評価しています。「受益者負担は求める必要がない」「現行の受益者負担は適正である」「現行の受益者負担を見直す必要がある」「今後、受益者負担を求める必要がある」のいずれか記入しています。 | | | | 平成29年度以降の事務事業の方針について記入しています。 A=事務事業を現状のまま継続して実施 B=事務事業の内容、やり方について改善や見直しを実施していきます。 C=Bに加え、コスト面についても改善・見直しを実施していきます。 D=事務事業を休止または廃止します。 | | | | | |
| | | 政策体系に基本施策、基本事業の該当がない場合は、各々のNo.は「99、999」と | | ③ 事務事業の目的(対象・意図)が、現状からみて妥当なものかどうかを評価する。「妥当である」「対象を見直す必要がある」「意図を見直す必要がある」「対象・意図を見直す必要がある」のいずれか記入しています。 | | ⑤ 類似する目的や活動形態を持つ事務事業があれば、その事務事業名、統合・連携の可能性について記入しています。「類似する事務事業はない」「類似する事務事業はあるが、統合・連携できない」「類似する事務事業があり、連携・統合している」「類似する事務事業があり、統合・連携の可能性が」のいずれか記入しています。 | | | | | ⑦ | | | | |
| 2 | ① | ④ | ⑥ | | | | | | | | | | | | |
| | ② | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③ | ⑤ | ⑦ | | | | | | | | | | | | |

第1次小鹿野町総合振興計画の政策体系図

| | |
|------------------------|----------------------|
| 町の将来像：人と自然が共に輝く活気あふれる町 | ◇ 花と歌舞伎と名水の町 |
| | ◇ 子どもを生き育てることに夢をもてる町 |
| | ◇ みんな元気に健康一直線の町 |

| 政策 (基本目標) | 施策 | | |
|------------------------|--|---------------------------|----------------|
| | No. | 基本事業 | |
| 1 自然と歴史に囲まれた住みよい生活環境整備 | 1 土地利用の推進 | 40 都市計画の推進 | |
| | | 41 都市的土地利用 | |
| | | 42 農業的土地利用 | |
| | | 43 自然的土地利用 | |
| | | 44 土地の計画的な管理 | |
| | 2 地域整備 | 45 市街地の整備 | |
| | | 46 農山村地域の整備 | |
| | 3 道路網の整備 | 47 幹線道路の整備促進 | |
| | | 48 生活道路の整備促進 | |
| | 4 公共交通の維持 | 49 町営バスの充実 | |
| | | 50 公共交通機関の確保 | |
| | | 51 鉄道路線の確保等 | |
| | 5 住宅の整備 | 52 町営住宅の整備と空き家対策 | |
| | | 53 住宅建設への支援 | |
| | | 54 環境に配慮したエコ住宅 | |
| | 6 生活環境の整備 | 55 施設・設備の整備の推進 | |
| | | 56 生活排水及び尿処理対策の推進 | |
| | | 57 環境衛生対策の推進 | |
| | 7 公園・緑地の整備 | 58 公園・緑地の整備・保全 | |
| | | 59 河川の整備 | |
| | 8 環境保全 | 60 環境保全の推進 | |
| | | 61 水環境の保全 | |
| | | 62 ごみ処理対策 | |
| | | 63 環境汚染の防止 | |
| | | 64 公害防止 | |
| | 9 安全の確保 | 65 危機管理体制の整備 | |
| | | 66 交通安全対策 | |
| | | 67 防犯対策 | |
| | | 68 消防・防災対策 | |
| | 10 情報化の推進と情報通信基盤の整備 | 69 治山・治水対策 | |
| | | 70 情報基盤整備の推進 | |
| | | 71 電子自治体の推進と情報セキュリティ対策の推進 | |
| | 2 まち健康と福祉の ま 健康と福祉の ち 健康と福祉の づ 健康と福祉の く 健康と福祉の 福 健康と福祉の 祉 健康と福祉の の 健康と福祉の | 11 社会福祉 | 72 情報化対策の広域化 |
| | | | 73 社会福祉サービスの提供 |
| | | 12 保健 | 74 社会福祉環境の整備 |
| 75 保健活動 | | | |
| 13 医療 | | 76 疾病予防活動 | |
| | | 77 小鹿野中央病院の充実 | |
| 14 社会保障 | | 78 地域医療体制の充実 | |
| | | 79 制度の充実 | |
| | | | 80 生活支援の充実 |

| 政策 (基本目標) | 施策 | |
|----------------------|-----------------------|---------------------------|
| | No. | 基本事業 |
| 3 ふるさとの明日を担う心豊かな人づくり | 15 生涯教育 | 81 推進体制の整備と啓発活動 |
| | | 82 学習機会の創出と充実 |
| | | 83 人材の育成・支援 |
| | | 84 施設・設備の整備 |
| | | 85 団体の育成と支援 |
| | 16 幼児教育 | 86 保育内容等の充実 |
| | | 87 地域全体の連携強化 |
| | 17 学校教育 | 88 教育施設の整備・活用 |
| | | 89 適正規模の学校再編 |
| | | 90 確かな学力と自立する力の育成 |
| | | 91 豊かな心と健やかな体の育成 |
| | | 92 質の高い学校教育の推進 |
| | | 93 異校種間連携の充実 |
| | | 94 家庭・地域との連携 |
| | 18 県立小鹿野高等学校との連携 | 95 魅力ある学校づくりへの連携 |
| | 19 芸術・文化活動 | 96 芸術・文化活動の推進 |
| | 20 文化財 | 97 文化財の保護と活用 |
| | | 98 地域文化の活性化 |
| | | 99 地域の歴史研究の推進 |
| | 21 スポーツ・レクリエーション | 100 スポーツ・レクリエーション施設の活用と整備 |
| | | 101 スポーツ・レクリエーション活動の推進 |
| | | 102 身近なレクリエーション活動の推進 |
| | 22 児童・青少年の育成 | 103 児童福祉 |
| | | 104 青少年の健全育成 |
| | 23 コミュニティ・ボランティア活動の推進 | 105 コミュニティ活動の推進 |
| | | 106 ボランティア活動の推進 |
| | 24 男女共同参画社会の確立 | 107 啓発活動 |
| | | 108 参画機会の拡充 |
| | | 109 支援体制の整備 |
| | 25 人権教育の推進 | 110 人権教育・啓発活動の推進 |
| | | 111 相談体制の整備充実 |
| | 26 交流活動の推進 | 112 交流活動の促進 |
| | | 113 交流機会の創出 |
| | | 114 町外交流 |
| | | 115 国際交流 |

| 政策 (基本目標) | 施策 | |
|--|-----------------|----------------------------|
| | No. | 基本事業 |
| 4 地域に根ざした活気あふれる産業づくり | 27 農業 | 116 生産基盤の整備 |
| | | 117 農地の有効利用 |
| | | 118 生産体制の整備 |
| | | 119 特産品の振興 |
| | | 120 観光農業の振興 |
| | 28 林業 | 121 生産基盤の整備 |
| | | 122 森林の循環利用と森林の特徴を生かす事業の推進 |
| | 29 商業 | 123 商店街の活性化 |
| | | 124 地域商業の活性化 |
| | 30 鉱工業 | 125 工業振興 |
| | | 126 鉱業振興 |
| | 31 観光 | 127 観光資源の活用 |
| | | 128 観光拠点の整備と充実 |
| | | 129 観光体制の強化 |
| 130 魅力ある観光の推進 | | |
| 32 健康・福祉産業 | 131 雇用の場の創出 | |
| 33 就業環境 | 132 就業環境の充実 | |
| 34 消費者保護対策 | 133 消費者保護対策の推進 | |
| 活 5 民 気 が 人 あ 口 る 生 ま 活 ち 性 き 増 と 加 暮 さ せ せ ら ら す す 住 | 35 住民参加によるまちづくり | 134 情報公開の推進・個人情報の保護 |
| | | 135 町政参画の促進 |
| | 36 行財政改革 | 136 効率的な行政機構の改革 |
| | | 137 窓口業務の改善 |
| | | 138 自主財源確保と財政運営の合理化 |
| | | 139 民間活力の活用 |
| | 37 広域行政の推進 | 140 広域行政の推進 |
| 38 国・県との連携 | 141 国・県との連携強化 | |

事務事業評価結果一覧表(政策No.1:自然と歴史に囲まれた住みよい生活環境整備)

平成29年3月

| 総合振興計画上の政策体系 | | | 事務事業No. | 事務事業名 (担当課所・担当係名) | 事業概要 | 平成27年度の 事業実績内容 | 担当課所による評価 | | | | | | | 総合振興計画審議会 及び 行政改革推進委員会 による検証・評価 | 総合評価 平成29年度以降の方針 A:現状のまま継続する B:内容・やり方を改善する・ 見直す C:内容・やり方、コストを改善・ 見直す D:休止・廃止する | |
|---------------|--------------------|-------------------------|---------------|----------------------------------|--|--|--|------------------|---------------------|---------------------|--|-------------------------------|---|--|---|------------------------|
| 政 策 No. | 基 本 策 No. | 基 本 事 業 No. | | | | | 視点別評価 | | | | 視点別評価に基づく総括と今後の方向性等 | | | | | |
| | | | | | | | ① 政策体系との整合性 | 有効性評価 | | ⑥ コストの削減余地 | 事務事業の 終了・休止・ 縮小の条件、 可能性 | 見直し等が 必要と評価し た 視点別項目 | 改革・改善案 (改革等実現の ための課題等) | | | 今後の方針・担当課所による総括 |
| ② 公共関与の妥当性 | ④ 成果向上の余地 | ⑤ 公平性評価 | ⑦ 受益者負担適正化余地 | ③ 対象・意図を見直す | ⑦ 受益者負担を見直す | | | | | | | | | | | |
| ③ 対象・意図の妥当性 | ⑤ 連携・統合の可能性 | ⑦ 受益者負担適正化余地 | ③ 意図を見直す必要がある | ⑤ 類似する事務事業はない | ⑦ 現行の受益者負担を見直す必要がある | ③ 結びついていない | ④ 成果向上の余地はない | ⑥ 削減の余地はない | ⑦ 現行の受益者負担を見直す必要がある | ③ 対象・意図を見直す | ⑦ 受益者負担を見直す | ④ 内容・進め方を見直す | ⑦ 受益者負担を見直す | ④ 内容・進め方を見直す | ⑦ 受益者負担を見直す | |
| 1 | 1 | 40 | 96 | 都市計画推進事業<道路後退事業> (建設課・都市計画担当) | 建築基準法第42条第2項に指定されている道路に接する敷地において建築などを行うときは、建物や塀などを道路の中心から2m後退させることとなっている。これは、人や車両の通行の円滑化、生活環境の維持を図るうえで必要であり、緊急車両の進入や延焼予防、地震による道路確保など、居住環境の向上を図る目的で実施する。 | 建築予定者は、町道・農道・林道・赤道(2項道路)において、4m未満道路に接して建築しようとするときは、道路後退が必要になる。 | ① 結びついていない ② 町が実施しなければならない ③ 意図を見直す必要がある | ④ 成果向上の余地はない | ⑥ 削減の余地はない | ⑦ 現行の受益者負担を見直す必要がある | 平成9年より都市計画を全町の一部に適用したが、住宅の新築に応じて対応する事業なので、町の健全な発展と秩序ある道路整備を実現するうえで今後も終了の予定はない。 | ③ 対象・意図を見直す ⑦ 受益者負担を見直す | 現行では4m道路を基準としているが、より安全で歩行者も通り易い道路を確保するために将来的には4.5m以上の道路を確保したい。また、道路後退用地の取得を道路の種類によって、売買と寄付に分けるのは公平とは言えず、さらに申請者の生活道路としての位置づけから、受益者の負担(寄付)により道路用地を提供されることが妥当である。道路後退の幅を広くすることや、寄付による後退用地の提供は、協力を得られない可能性があり、新規建築戸数の減少や、定住者減少の可能性もある。このため、都市計画の目的を広くPRし定住希望者の理解を深め、適正な事業推進を図る。 | 現状維持(従来通り実施) 道路後退用地を全て寄付により提供することに協力を得られない場合が高いことや、本来、町道や林道は管理者である町が用地買収をして拡幅し、通り易い道路にするべきとされ、寄付による土地の提供は困難と思われる。このため、現状の進め方で都市計画の事業を進める。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する |
| 1 | 2 | 48 | 94 | 生活道整備事業補助事業 (建設課・土木建築担当) | 生活道の整備を促進し、住民の日常生活の利便性、及び公共の福祉向上に資するため、生活道の整備を行う者に対し、補助金を交付することを目的とする。補助額は、対象経費の10分の5以内の額とし、100万円を限度とする。補助金の交付は原則として、一生活道につき一回限りとする。補助要件(1)現に一般の用に供されているもの(2)幅員は、1.8メートル以上(3)5年以上経過(4)利用する住居2戸以上 | 生活道の改善に寄与する補助金として、現に困窮している町民に交付金の利便性を説明するとともに、新規転入者の住宅取得にも、当補助金を促し、定住者の促進を図った。 | ① 結びついていない ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある | ⑥ 削減の余地はない | ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 希望者が継続して無いようであれば、終了する可能性はある。 | ④ 内容・進め方を見直す | 生活道路改修の相談者のみ説明をしていないので、広報等で広く制度の周知を図る。 | 改善・見直しを進める この制度は、建設課に相談に来庁する方にしか説明をしていない状況なので、広報等で広く制度の周知をはかり、公平公正な制度として検討しなければならない。 | 今後の方針・総括のとおり改善・見直しに努められたい。 | B 内容・やり方を改善する・見直す |
| 1 | 3 | 48 | 95 | 道路整備推進事業 (建設課・土木建築担当) | 道路網の整備を図るため、町認定道路に関して管理、保全等をし、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することとしている。 | 町道99号線舗装工事ほか7件の舗装工事を実施。町道43号線道路改良工事ほか5件の道路改良工事を実施 | ① 結びついていない ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある | ⑥ 削減の余地はない | ⑦ 受益者負担は求めない | 恒久的に道路のメンテナンスは実施しなければならない。 | ④ 内容・進め方を見直す | 土木技術の向上は、数少ない県技術センターで行われる研修会では足りず、また、町の工事発注量も少なく、設計書の作成機会も減って技術も身につかない。このため、以前に実施していた秩父県土木整備事務所への職員派遣(2年間)を再び行い、土木技術のスキル向上を図り、適正な道路管理と工事監督、設計をすることで、土木行政の成果向上を図る。秩父県土木整備事務所への職員派遣に関する調整が必要である。 | 現状維持(従来通り実施) 現在の町の道路整備事業は、主要道路の改良事業がほぼ整備できているので、今後は現道幅の舗装修繕に重点を置き、快適な交通環境の提供を進めることが望ましい。ただし、町の土木技術職員は少なく、かつて秩父県土木整備事務所へ派遣された職員も限られており、今後の土木事業推進が滞る可能性もあるので、土木技術職員の育成を図ることが重要となる。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する |
| 1 | 4 | 50 | 7 | 過疎バス対策事業 (総合政策課・企画政策担当) | 西武観光バス(株)が運行事業を行っている、志賀坂線及び倉尾線(赤字路線)の経常損失分を補助金として交付している。また、当該2路線は、県補助金(地域乗合バス路線確保対策補助金)の交付を受けており、町が同社に交付する補助金は、赤字分から県補助金を差し引いた額となる。県補助金の年度区分が前年度の10月1日～申請年度の9月31日までであるため、西武観光バスより毎年度10月に補助金交付申請・実績報告があり、それを受けて毎年11月に県補助金の申請を行っている。 | 志賀坂線及び倉尾線の運行事業に係る西武観光バス(株)への赤字補てん分として、25,212千円の補助金を支出した。また、県補助金5,110千円を本事業に充当した。 | ① 結びついていない ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある | ⑥ 事業費の削減余地がある | ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 志賀坂線・倉尾線が廃止となった場合、または、経常収支が黒字となった場合に終了となる。 | ④ 内容・進め方を見直す ⑥ 事業費・人件費を見直す | 三田川・倉尾地域への継続的な運行事業によって公共交通手段の確保が図られているが、人口減少等の影響で利用者は減少傾向にあり財政負担は大きいものがある。こうしたことに対し、他の事務事業と連携した新たな観光拠点の創出、同社との連携・調整等による利用促進のための対策実施や、県に対する補助制度の拡充について要望を行っていく。 | 改善・見直しを進める 人口減少が進みつつ自家用車運転比率は高まる中、志賀坂線・倉尾線は、地域にとって重要な公共交通手段として運行事業が継続されている。事業者への補助制度である本事業自体は、当面継続すべきものであるが、今後の地域、町、秩父圏域のコミュニティバスなどの交通事業の方向性については、ちちぶ定住自立圏の地域公共交通検討会議等における包括的な検討も進めながら、「生活手段・観光手段」としての効率化、満足度の向上等を図っていく必要がある。 | バス事業は、住民の生活の足として欠かせないものである。適宜、改善・見直しを図りながら事業執行されたい。 | B 内容・やり方を改善する・見直す |
| 1 | 4 | 50 | 8 | 乗合タクシー運行費補助事業 (総合政策課・企画政策担当) | 小鹿野・長若地区及び両神温泉薬師の湯において、秩父丸通タクシー(株)が実施する「デマンド型乗合タクシー運行事業」に対し、運行経費から経常収益及び同社が交付を受ける国庫補助相当額を控除した額を町が助成することにより、交通空白地域等の生活交通手段の確保を図るものである。 | 秩父丸通タクシー(株)の運行経費から、経常収益及び同社に交付される国庫補助金を控除した赤字相当額(5,600,330円)を、町補助金として同社に交付した。 | ① 結びついていない ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある | ⑥ 事業費の削減余地がある | ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 運行事業者が事業を終了する場合、又は本事業以上に効果のある交通施策(タクシー券補助事業等)を実施する場合 | ④ 内容・進め方を見直す ⑥ 事業費・人件費を見直す | 利用促進のための説明会の開催やPRの実施、当日予約の可能性などの利便性向上・運行経費節減など事業者との協議等を進める。 | 改善・見直しを進める 自家用車運転比率が高まるものの人口減少により利用対象者は年々減少しているが、本事業は高齢者や障害者にとって重要な公共交通手段である。今後、地域の状況が変容する中、本事業のほか町営・民営バス、福祉有償運送を含め、タクシー券助成等実情に即した新たな事業の可能性の検討を進めるとともに、広域的に秩父圏域を見渡した公共交通政策の議論・検討・事業化が必要である。 | 免許返納などの高齢者の増加を見据え、より効果的な公共交通のあり方・方策についても検討されたい。 | C 内容・やり方、コストを改善・見直す |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----|----|---|---|--|--|-----------------------------------|---|---|--|--|---|-------------------------------|
| 1 | 4 | 50 | 74 | 町営バス運行事業 (おもてなし課・町営バス担当) 地域住民及び観光客の交通手段の確保と利便性向上を図るため、町営バスを運行している。また、県補助金(市町村自主運行バス路線確保対策費補助金)の交付を受けており、町の実質負担は全事業費から県補助金と運賃収入などからなる町営バス利用料を差し引いた額となる。県補助金の年度区分が前年度の10月1日～申請年度の9月31日までとなっており、毎年11月に県補助金の申請を行っている。 | 町営バス運行費として、51,204千円(うち県補助金11,528千円、町営バス利用料9,191千円)を支出した。 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業があり、統合・連携している | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 本事業以上に効果のある交通施策を実施する場合 | ④内容・進め方を見直す | 広報誌へ掲載するなどして町民にPRを実施したり、観光客の取り込みを行うことで運行収益を上げ経費削減を目指す。 また、利用者からの要望を積極的に聞き、より利便性を向上できるように進める。 | 来年度、改善・見直しを実施する 本事業は地域住民及び観光客にとって重要な交通手段である。しかし、実質負担額は3千万前後という大きな負担を強いられているため、今後は事業自体の改善を進めるとともに、より実情に即した新たな事業の可能性を検討していく必要がある。また、より沢山の人に利用してもらえるように来年度ダイヤ改正を実施する。 | 今後の方針・総括のとおりに改善・見直しに努められたい。 | B ----- 内容・やり方を改善する・見直す |
| 1 | 5 | 53 | 88 | 住宅リフォーム資金助成事業 (産業振興課・工業担当) 住宅のリフォーム工事について、町内の業者を利用した場合に経費の一部を助成する。 被災した住宅のリフォームに関しては、町外の業者を利用した場合でも交付する。 | ・通常のリフォームは件数70件、補助金額6,150,000円 ・災害のリフォームは件数9件、補助金額1,130,000円 ・通常のリフォームで利用された町内業者は27件、施工金額合計88,543,058円 ・災害のリフォームの施工金額の合計7,059,070円 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はあるが、統合・連携できない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求める必要がない | 申請が無くなったとき。 | ④内容・進め方を見直す | 広報へ掲載する頻度の検討が必要。掲載用の原稿フォーマットを作成し、依頼すれば良い状態を作る。 | 来年度、改善・見直しを実施する 町内の住宅関連業者の振興と町民の流出を防ぐため、継続事業とする。また、広報掲載等PR方法の検討と拡充に努める。 | 制度の周知が十分図られるよう、積極的なPRを実施し、今後の方針・総括のとおりに改善・見直しに努められたい。 | B ----- 内容・やり方を改善する・見直す |
| 1 | 5 | 55 | 93 | 民間住宅補助事業 (建設課・土木建築担当) 社会資本整備総合交付金を利用し、旧耐震基準で建築された、民間木造住宅の耐震促進を図るため耐震診断、耐震改修に要した費用の一部を補助する。診断の補助金の額は、住宅1戸につき、耐震診断に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。耐震改修の補助金の額は、耐震改修に要した費用の額に3分の1を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。 | 補助制度について、小鹿野町のホームページへ掲載、広報誌で周知を行った。 ①耐震診断相談・補助金交付件数 0件 ②耐震改修相談・補助金交付件数 0件 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業があり、統合・連携の可能性はある | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 現行の受益者負担を見直す必要がある | 国や県の住宅の耐震改修率の目標が平成32年度までに95%と改定されたため、町も県に準じて平成32年度までに95%を目標化する。耐震化率100%の時点での事業終了が理想である。 | ④内容・進め方を見直す ⑤他事業との統合・連携を実施する ⑦受益者負担を見直す | ④補助金額を増額し、HP・広報の掲載回数を増やして耐震化の必要性や効果についての意識啓発を図る。⑤リフォーム補助金に耐震性の条件を付け、リフォームに合わせた耐震改修を推奨する。⑦耐震診断費、改修費は建物の老朽度により高額となるため、補助金の交付額を見直し、耐震改修の促進を図る。 補助増額となると、町負担が多くなるため、財政的にどの程度補助額が増やせるか、またどの程度増やせば事業効果が向上するかが今後の補助金額の見直しの課題となる。本事業における近隣自治体の動向を確認し、補助金額の見直し検討を行う。 | 改善・見直しを進める 耐震化に要する建築費用は多額となるが、補助制度の活用により費用負担を軽減し、広報やHPなどで耐震化についての情報提供やPR活動を積極的を行い、耐震化の促進を図る。 | 今後の方針・総括のとおりに改善・見直しに努められたい。 | B ----- 内容・やり方を改善する・見直す |
| 1 | 6 | 56 | 38 | 浄化槽市町村整備推進事業 (衛生課・浄化槽担当) 合併処理浄化槽の設置推進。合併処理浄化槽の設置及び管理、またそれらに係る事務及び現場管理。設置工事に係る費用は、浄化槽代+工事代金の1割を負担していただく。一般住宅の場合53,000円から116,000円の範囲で、事業所等は4割負担 | 60基の設置実績。完成検査の実施、設置業者への指導アドバイス等の実施。 浄化槽関連の団体や協議会などの会合に出席、意見交換等を行った。 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求める必要がない | 事業の完全委託が実施できた場合 | | 現状維持(従来通り実施) 合併処理浄化槽の設置推進及び、単独処理浄化槽及び汲取り式便槽の全廃を目的とし今後も整備を進める。 | 特に意見なし | A ----- 現状のまま継続する | |
| 1 | 6 | 56 | 39 | 浄化槽設置管理等特別会計繰出金(衛生課・浄化槽担当) 浄化槽設置管理等特別会計に対し、浄化槽使用料等の収入をもって、歳入が不足すると認められるものに相当する額を、繰出金として支出する。 地方債元金及び利息の償還金等に充当する。 | 浄化槽設置管理等特別会計に対し、繰出金を支出した。 地方債元金及び利息の償還等に充当した。 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求める必要がない | 浄化槽市町村整備推進事業により、合併処理浄化槽の設置を推進し、経費回収率を高める。 | | 現状維持(従来通り実施) 分流式下水道(合併処理浄化槽)に充てるための繰出金であり、経費回収率を高め繰出金額を縮小できるように努める。 | 特に意見なし | A ----- 現状のまま継続する | |
| 1 | 6 | 56 | 40 | 浄化槽転換事業 (衛生課・浄化槽担当) 単独処理浄化槽や汲取り式便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、便槽等の撤去に10万円、配管に係る費用に20万円(いずれも上限)の補助金を交付する事業。利用者からの申請により手続きを進め、浄化槽完成検査時に合わせて設置状況を確認し、検査合格後に補助金を交付する。 | 単独処理浄化槽16基、汲取り式便槽8基が合併処理浄化槽に転換した。 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 単独処理浄化槽や汲取り式便槽が全廃されるまで継続する事業である。 | | 現状維持(従来通り実施) 今後も合併処理浄化槽への転換を推進する。 | 特に意見なし | A ----- 現状のまま継続する | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|----|----|---|---|--|-----------------------------------|-----------------------------------|--|---|---|--|---------------------------|----------------------|
| 1 | 6 | 56 | 41 | 生活排水路整備促進事業 (衛生課・浄化槽担当) 浄化槽を設置する際、放流ポンプが必要であったり、側溝等までの距離が長大になることがある、それらに補助金を交付する。放流ポンプ槽の設置に一律5万円、排水路の整備に30万円(上限)。利用者の申請により事務処理を進め、実績報告により金額を決定し補助金を交付する。(排水路) | 放流ポンプ槽5基、生活排水路1件の実績。 申請書の受付、交付手続き、支払い等に係る事務。 また、浄化槽完成検査時に合わせて設置状況を確認した。 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求めない | 浄化槽の設置工事が無くならない限り必要。 | | 現状維持(従来通り実施) 合併処理浄化槽への設置に付随した普及促進事業である。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する | |
| 1 | 6 | 55 | 90 | 山村生活安全対策事業 (産業振興課・林政担当) 住宅・家屋を保全するため、周辺の水路や法面等の修繕を行う。 その内、保全対象の住宅や公共施設があり、事業費100万以上で、小鹿野町地域防災計画の中で危険地域に指定されている箇所、森林に係る事業の場合、県の補助事業となる。 | 実績なし | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 現行の受益者負担を見直す必要がある | ⑦ 受益者負担を見直す | 民地を工事することが多いため、町・所有者の施工区分の基準を策定する。 また、山村生活安全対策事業実施要領を作成する必要がある。 | 改善・見直しを進める 町単独事業での山村生活安全対策事業の採択要領を作成する必要がある。 | 特に意見なし | B 内容・やり方を改善する・見直す | |
| 1 | 8 | 60 | 33 | 生活環境保全事業 (住民課・環境衛生担当) ・住民・事業者から廃食油を買取り、町は廃食油の回収保管及びBDF製造施設への運搬を行う。製造されたBDF燃料を公用車やボイラーの燃料として供する。この事業は、ちちぶ定住自立圏構想に基づいて事業を実施している。 ・住民の衛生的で文化的生活の向上のため、秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例第2条第2項に規定する町の給水区域外で、生活用水設備の新設又は改修する事業に要する経費に対し補助金を交付している。 | 住民及び事業者から使用済るんぶら油を回収し、吉田元気村で稼働している装置によりバイオディーゼル燃料(BDF)を製造し、公用車に供給した。 廃食油については、1リットル1円で買い取った。 両神薄地内において、生活用水設備改修を1件実施した。 | ① 結びについている ② 委ねられる可能性がある ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 現行の受益者負担は適正である | BDF事業については、営利事業として成り立てば民間事業者に委ねられる可能性がある。 ② 民間等への委託等を実施する ④ 内容・進め方を見直す | BDF事業については、営利事業として成り立てば民間事業者に委ねられる可能性がある。 | 現状維持(従来通り実施) 事業が終了すると、廃食油を廃棄物として処分せざるを得ないため、廃棄物減量化及び循環化社会の流れに逆行する。そのため、事業継続は必要と思われる。 なお、本事業が営利事業として民間企業等が参入してくれば、町は事業から撤退も視野に検討してよいと思われる。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する | |
| 1 | 9 | 68 | 4 | 防火水槽等新設事業 (総務課・危機管理・防災担当) 火災による被害の軽減及び水利不足地域の解消を図ることを目的に、消防用水利として地下埋設式の防火水槽(40t級以上)を設置する。 | 地下埋設式防火水槽(鉄筋コンクリート造)40t級を2基設置 設置場所:下小鹿野地内、両神薄地内 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求めない | 町内の全地域・全世帯を消防用水利で補うことができれば、事業を終了することができるが、現実的に不可能であるので継続的に事業を執行する必要がある。 | 現状維持(従来通り実施) 消防水利の設置は市町村の責務であることから、今後も従来通り事業を実施し、消防力の強化充実を図っていく。 防火水槽の設置は地権者からの土地提供の承諾が必要であり、防火水槽設置後に土地の分筆を行う。 老朽化等によりやむを得なく防火水槽を撤去することもある。この場合、新たに代替地に設置することとなる。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する | | |
| 1 | 9 | 66 | 34 | 交通安全推進事業 (住民課・交通安全担当) 交通指導員への活動に対する報酬、西秩父交通安全協会、西秩父交通安全協会各支部、交通安全母の会の各団体の活動に対して補助金を交付。 また、交通災害共済の加入を推奨し、警察等の関係機関と連携を取り小鹿野町内の交通安全の啓発活動等を行う。 | ・年4回行われる交通安全運動への参加。 ・高齢者や小学生新入児童への交通安全啓発物の配布 ・行事の際の交通誘導や、交通安全PR活動 ・交通災害共済加入事務 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求めない | ④ 内容・進め方を見直す ⑥ 事業費・人件費を見直す | 現状では、「児童飛び出し注意」の看板を西秩父交通安全協会に依頼しているが、町で購入・保管し、住民の要望があれば設置することも考えている。 予算化が課題となる。 | 来年度、改善・見直しを実施する 交通死亡事故ゼロを更新しているが、交通事故件数は減少していない。更なる交通安全の啓発等の推進に努めるものである。 | 特に意見なし | B 内容・やり方を改善する・見直す | |
| 1 | 10 | 71 | 12 | ウイルス対策ソフトライセンス更新事業(総合政策課・情報政策担当) 悪意のある人や団体が作成したマルウェア等にサーバやパソコンが感染すると、インターネットを通じて外部にデータが送信されたり、データが改ざんされたりする恐れがあるため、対策を講じる必要がある。 ウイルス対策ソフトを一括して管理するサーバを用意し、各端末へパターンファイルを適用させる。 また、ウイルス対策ソフトの製品についても見直しを行う。 | ・情報系システムのウイルス対策ソフトを変更した。 ・ウイルス対策ソフトの1年分のライセンスを取得した。 | ① 結びについている ② 一部、委ねている ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 事業費の削減余地がある ⑦ 受益者負担は求めない | ウイルス対策ソフトは、情報系システムのサーバ及びパソコンにおいて必須であり、廃止・休止はできない。 | ④ 内容・進め方を見直す ⑥ 事業費・人件費を見直す | ④ セキュリティ強化の必要とされるレベルと、費用・事務効率のバランスを見て、より良いサービスを検討する。 ⑥ 現在、18町村で構成されている埼玉県町村情報システム共同推進協議会において、一括でウイルス対策ソフトライセンスを購入することにより、事業費を削減できるような協議等を進める。 ④ ソフトウェアの入れ替えや設定変更を行う際には、検証や設定事務に手間が多く発生する。 ⑥ 各町村ごとに導入しているシステムやセキュリティポリシー等に差があるため、統一のソフトウェアにするためには細かな調整が必要となる。 | 改善・見直しを進める サイバー攻撃やデータの持出し等による情報流出に対し、セキュリティの強化が求められている現状において、情報セキュリティを総合的に高めるために番号制度の本格運用に併せ、専門的知識を有する職員の採用・配置・育成及び特化した業務を行う組織・体制の整備が必要と考える。 | 今後の方針・総括のとり改善・見直しに努められたい。 | B 内容・やり方を改善する・見直す |

事務事業評価結果一覧表(政策No.2:健康と福祉のまちづくり)

平成29年3月

| 総合振興 計画上の 政策体系 | 政 策 No. | 基本 施策 No. | 基本 事業 No. | 事務 事業 No. | 事務事業名 (担当課所・担当係名) 事業概要 | 平成27年度の 事業実績内容 | 担当課所による評価 | | | | | | | 総合振興計画審議会 及び 行政改革推進委員会 による検証・評価 | 総合評価 平成29年度以降の方針 A:現状のまま継続する B:内容・やり方を改善する・ 見直す C:内容・やり方、コストを改善・ 見直す D:休止・廃止する | | | |
|----------------------|---------------|-----------------|-----------------|--|---|-------------------|----------------------------|---------------|------------------|---|---|--|--|--|---|-------------------------------|------------------------------|-----------------|
| | | | | | | | 視点別評価 | | | | 視点別評価に基づく総括と今後の方向性等 | | | | | | | |
| | | | | | | | 目的妥当性評価 | | 有効性評価 | | 効率性評価 | | 事務事業の 終了・休止・ 縮小の条件、 可能性 | | | 見直し等が 必要と評価し た 視点別項目 | 改革・改善案 (改革等実現の ための課題等) | 今後の方針・担当課所による総括 |
| | | | | | | | ① 政策体系との整合性 | ② 公共関与の妥当性 | ③ 対象・意図の妥当性 | ④ 成果向上の余地 | ⑤ 連携・統合の可能性 | ⑥ コストの削減余地 | | | | | | |
| ⑧ 類似する事務事業はない | ⑨ 連携・統合の可能性 | ⑩ 受益者負担適正化余地 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 11 | 73 | 43 | 障害者総合支援事業 (福祉課・障害者福祉担当) 支給を必要とする障害者に対し、介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費及び補装具費の支給を行った。 | ① 結びついていない ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない | ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない | ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、国庫の補助を受けて、継続して実施する。 | 現状維持(従来通り実施) 法律に基づき、実施している事業であることから現状維持とした。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する | | | | | |
| 2 | 11 | 74 | 42 | 敬老会(福祉課 社会福祉担当・高齢者福祉担当) 75歳以上高齢者に対し祝賀を行い、健康長寿を推進する。 ・喜寿、米寿、長寿、金婚夫婦を賀す。 ・アトラクション等で慰労する。 | ① 結びつきが見直しの余地がある ② 委ねられる可能性がある ③ 対象・意図を見直す必要がある | ④ 成果向上の余地はない | ⑤ 類似する事務事業があり、統合・連携の可能性はある | ⑥ 事業費の削減余地がある | ⑦ 受益者負担は求めない | 財政の重点投資政策の見直しや社会情勢の転換期。または、直接の出席率(代理の記念品受領を除くと本人参加は40%)が1/3程度になったとき。 | ②民間等への委託等を実施する ③対象・意図を見直す ⑤他事業との統合・連携を実施する | ⑥事業費・人件費を見直す 高齢者慰問、敬老祝金事業と整合するよう対象者の見直しを行うか、事業を統合する。または、対象年齢を引き上げて事業の縮小を図るか、廃止等を検討する。長期間継続してきた事業であり、出席者には喜ばれていることから、すぐの廃止は難しいが、徐々に縮小し、必要な規模に絞り込んでいくべきである。 | 来年度、改善・見直しを実施する 高齢者の保険・福祉・医療政策については、今後多額の費用が見込まれる中で、高齢者自身の生活の保障も考えねばならない。このような状況にあっては、福祉部門は実質的に高齢者を支える政策に集中する必要がある。健康の推進については、全町民を対象に別途事業展開を行っていることから、他事業を含めた全体の事業効果や対象を見直し、決断が必要と思われる。 | 今後の方針・総括のとおり改善・見直しに努められたい。 敬老会に代わる事業名称について検討されたい。 | B 内容・やり方を改善する・見直す | | | |
| 2 | 11 | 73 | 55 | ヘルパーステーション事業 (保健課・在宅介護担当) 要介護状態又は要支援状態にある高齢者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたり、適正な指定訪問介護を提供するため、町が小鹿野町ヘルパーステーションを開設し、必要としている高齢者に適正な指定訪問介護を提供する。 | ① 結びついていない ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない | ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 事業費の削減余地がある | ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 今後、民間の事業者が増加し、サービス提供が出来る状況になれば、町直営の訪問介護サービス事業を縮小できる可能性がある。 | ⑥事業費・人件費を見直す 今後、利用者件数が減少する場合は、適正な人員配置(臨時職員等)を進める。採用した臨時職員等を削減することは難しく、勤務時間のシフト体制の調整等により事業費の削減に努めていく。 | 現状維持(従来通り実施) 当面は現状の体制を維持していく必要がある。今後、利用者の減少や民間事業者等の参入などを運営する必要が薄れた場合には、運営規模を見直す必要があると考える。 | 介護保険制度上の必須的であるが、その中で収益増を見込むことが可能な部分(事業)については、適正サービス提供に努めつつ、収益向上も図られるよう検討・努力されたい。 | A 現状のまま継続する | | | | |
| 2 | 11 | 73 | 56 | 地域包括支援センター事業 (保健課・在宅介護担当) 高齢者等が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるように、介護予防支援、権利擁護、介護や認知症等の相談事業を行なう。民生委員等地域の見守りから浮かび上がった住民の困りごとに対応する。 | ① 結びついていない ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない | ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない | ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 介護保険改正時 | 現状維持(従来通り実施) 高齢化率が増え続ける現状で、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい自立した生活を継続できるように実施している介護予防活動、介護予防ケアマネジメントは今後も必要である。 | 介護保険制度上の必須的であるが、その中で収益増を見込むことが可能な部分(事業)については、適正サービス提供に努めつつ、収益向上も図られるよう検討・努力されたい。 | A 現状のまま継続する | | | | | |
| 2 | 11 | 73 | 57 | 居宅介護支援事業 (保健課・在宅介護担当) 要介護状態にある高齢者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスを調整し、身体状況の維持と介護予防ができるよう支援する。その際、適切な対応が出来るよう、研修会や連絡会議等によって、介護支援専門員としての資質向上に努めている。 | ① 結びついていない ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない | ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない | ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 高齢者の増加に伴って、要介護と認定される方の増加が見込まれる。それに伴って、居宅介護支援を必要とする方も増加することから、事業継続が見込まれる。ただし、民間事業者の参入によっては、今後の縮小も有り得る。 | 現状維持(従来通り実施) 小鹿野町は平成14年に地域包括システムの基礎づくりを行い、保健、医療、福祉の連携体制において、地域包括システムを展開しているが、今後、更に推進していくために必要な事業である。 | 介護保険制度上の必須的であるが、その中で収益増を見込むことが可能な部分(事業)については、適正サービス提供に努めつつ、収益向上も図られるよう検討・努力されたい。 | A 現状のまま継続する | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|----|----|---|---|--|-----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|---|---|--|--------------------------|
| 2 | 11 | 73 | 58 | 通所介護事業 (保健課・在宅介護担当) 在宅で要介護状態や要支援状態にある者を、町が開設したデイサービスセンターに通所することにより、高齢者等の福祉向上を図る。なお、デイサービスセンター3事業所の運営(小鹿野・倉尾・両神)は小鹿野町社会福祉協議会に運営を委託している。 | 小鹿野・倉尾・両神の3事業所を開設し、小鹿野町社会福祉協議会にデイサービスセンターの運営を委託、利用者の福祉向上と介護予防に努めた。 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 事業費の削減余地がある ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 介護の機会を提供することは必要であり、休止・廃止はできない。 | ⑥事業費・人件費を見直す 今後の介護保険法の制度改正の動向を踏まえながら、施設の合理化等を検討し、事業運営面で事業費を抑制する方策を検討する。 事業費・人件費等を見直すためには、今後の介護保険法の動向を注視しながら、町民の福祉向上のために制度の改正に基づいた事業運営を進めるためには見直す必要があると考える。 | 現状維持(従来通り実施) 今後、介護保険法の制度改正の動向を注視しながら、町民の福祉向上のため、制度改正に基づいた事業運営を行うため、小鹿野町に適切な事業運営が必要と考える。ついては、当面は従来通りの事業運営を進めていき、介護保険法等の改正に注目していきたい。 | 介護保険制度上の必須的であるが、その中で収益増を見込むことが可能な部分(事業)については、適正サービス提供に努めつつ、収益向上も図られるよう検討・努力されたい。 | A 現状のまま継続する |
| 2 | 11 | 73 | 59 | 障害者生活支援事業 (保健課・在宅介護担当) 身体上又は精神上的の障害があって日常生活を営む上に支障がある障害者及び難病等患者のいる世帯に対し、生活支援を行うことにより、在宅福祉の向上に寄与することを目的とする。 | 身体介護や生活支援のためホームヘルパーが訪問し、障害者の在宅福祉向上のため、必要なサービスを提供した。 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 障害者の自立の推進を図る事業であり、終了できない。 | | 現状維持(従来通り実施) 障害を持ち、在宅で日常生活を営む上で支障のある方々に対して生活支援を行うことにより、生活弱者の方にも安心して生活できる支援を今後も引き続き充実させていきたい。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する |
| 2 | 12 | 75 | 47 | 生活習慣病予防対策活動事業 (保健課・健康増進担当) 地域で主体的な予防活動を展開できるよう支援する ①生活習慣病予防対策モデル地区事業 ②健康サポーター活動 行政区ごとに20世帯に1名を目安に選出し、区長等と相談し地域に合った健康づくり活動を実施する。 | ①生活習慣病予防対策モデル地区の指定及び地区活動 ②健康サポーター会議 ③健康サポーターによる地区活動 ④いきいきサロンの実施(協力) | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求めない | 地域の高齢化などからさらに事業を進める必要がある。 | ④内容・進め方を見直す 町だけでなく、住民が自ら行動し実践していくことも重要である。地域での健康づくりの方法も多様化しているため、補助の方法を検討する。 少子高齢化が著しくすすんでおり、住民の人口構成バランスが崩れている。そのために、地域のつながりや支えあい(共助)が難しい状況がある。 | 改善・見直しを進める 高齢化など地域の課題が深刻化するなかで、健康づくりや介護予防をすすめるながら、地域のつながりや支え合いなど町と住民が協力し広く推進する必要がある。 | 今後の方針・総括のとおり改善・見直しに努められたい。 | B 内容・やり方を改善する・見直す |
| 2 | 12 | 75 | 54 | 訪問看護事業 (保健課・在宅介護担当) 疾病、負傷等により継続して療養を受ける状態にある者及び要介護状態等となった者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るため、適正な指定訪問看護を提供した。 ・利用者数(要介護):2,807人 ・利用者数(要支援):413人 | 看護師が訪問し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るため、適正な指定訪問看護を提供した。 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 現行の受益者負担は適正である | | | 現状維持(従来通り実施) 近年、右肩上がりの利用者・利用回数の増加に伴い、職員1人当たりの訪問件数が増えている状況が続いています。今後も看護師の確保も困難な状況が続くなかで、訪問を必要とする利用者の方へ24時間電話での対応を行うとともに、訪問看護が提供できるように人員及び組織の強化が必要であると考える。 | 介護保険制度上の必須的であるが、その中で収益増を見込むことが可能な部分(事業)については、適正サービス提供に努めつつ、収益向上も図られるよう検討・努力されたい。 | A 現状のまま継続する |
| 2 | 12 | 75 | 60 | 認知症サポーター養成事業 (保健課・健康増進担当) 認知症サポーター養成講座事業所・施設・地域・学校などからの要望によりキャラバン・メイト(地域包括担当)が認知症サポーター養成講座を実施する。 | 【受講者】 茅の里入所者家族・近隣住民・職員27人、小鹿野郵便局職員2人、小鹿野警察署員17人、長若中学校生徒31人、国保町立小鹿野中央病院職員62人、合計139人 【講座実施回数】 5回 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求めない | 厚生労働省の認知症施策推進総合事業(新オレンジプラン)の終了時 | ④内容・進め方を見直す 平成27年1月に左記新オレンジプランにおいて「小・中学校での認知症サポーター養成講座開催等を利用した認知症に関する正しい理解の普及」が謳われていることから、教育委員会等と連携した定期的な講座の実施を進めることで成果向上が見込まれる。教育委員会との連携及びフォローアップ研修の計画。 また、受講者のフォローアップ研修とサポーターの活躍の場の創出が今後の課題である。 | 改善・見直しを進める 平成27年度末現在、小鹿野町の認知症サポーター養成講座修了者は町民全体の約10%となり、埼玉県内では第3位の受講率となっていることから本事業の成果を評価できる。教育委員会等と連携した小中学校での開催、受講者のフォローアップ研修とサポーターの活躍の場の創出を推進する。 | 認知症に対する理解を深めるため、町民の多くが受講すべきであり、今後の方針・総括のとおり改善・見直しに努められたい。 | B 内容・やり方を改善する・見直す |
| 2 | 12 | 75 | 61 | 認知症総合支援事業 (保健課・健康増進担当) 認知症になっても住み慣れた町で安心して生活が続けられるように、連携体制作りと認知症の知識の普及及び相談窓口の設置、介護予防事業、当事者及び介護者家族等の支援等を行う。 ①高齢者見守りネットワーク推進会議 ②認知症カフェ(オレンジカフェ笑顔) ③傾聴ボランティア育成と活動支援 ④講演会開催 ⑤認知症家族会 ⑥ファイブ・コグ ⑦見守りひと声運動事業 地域住民の現存する老人クラブのネットワークを使い、広く認知症等介護予防について啓発活動を行うために、声掛けの啓発品を用意し老人クラブ単位に配付する。 | ・高齢者見守りネットワーク推進会議:3回 ・オレンジカフェ笑顔:1回/月 ・傾聴ボランティア活動(デイサービス・町立病院・家庭訪問等) ・傾聴ボランティアスキルアップ講座 ・認知症家族会:6回 ・見守り隊啓発物品配布数:690個 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 現行の受益者負担は適正である | | ④内容・進め方を見直す 認知症事業、見守りネットワーク等を活用し、認知症スクリーニング検査を受ける人を増やす。関連する実施事業を活用しPRを行なう。 | 来年度、改善・見直しを実施する 認知症対策として、個別対応からボランティア育成及び活動支援、地域のネットワークづくりなど幅広く事業を展開し、認知症の理解が広がっている。地域住民の現存する老人クラブのネットワークを使い、広く認知症等介護予防について啓発活動を行うために、理解と協力をいただいている。今後も地域の実情に合わせ声掛けの啓発品を用意し老人クラブ単位に配布することで地域の見守り運動を進めるとともに、事業を活用した認知症スクリーニング検査の啓発を促進する。 | 今後の方針・総括のとおり改善・見直しに努められたい。 | B 内容・やり方を改善する・見直す |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|----|----|--|---|--|--|--|--|--|---|--|---|---------------------------|
| 2 | 12 | 76 | 48 | <p>予防接種事業 (保健課・健康増進担当)</p> <p>予防接種法に基づき、乳幼児・児童生徒・高齢者等に感染症の予防接種を行う事業。個別・集団接種にて実施する。また町独自で高齢者肺炎球菌の対象者の拡大(任意)や、中3を対象としたインフルエンザを実施している。【個別接種】 ・秋父都市医師会と委託契約し、医療機関で実施 ・県内で相互乗り入れも実施している。 【集団接種】 ・二種混合及びBCG接種</p> | <p>・実施にあたり秋父都市医師会と委託契約し、接種方法や期間を相談しすすめている。 ・予防接種全般についてホームページ・広報に掲載するとともに、全戸配布等の周知も実施 ・乳幼児には予防接種の受け方等新生児訪問時に説明し、問診票と「予防接種と子供の健康」を配布(転入児には住民課で窓口を案内) ・乳幼児健診等の機会をとらえ、予防接種状況を確認し予防接種の勧奨 ・日本脳炎・MR(麻しん・風しん混合ワクチン)は個別通知(子宮頸がん予防ワクチンは積極的勧奨は実施せず) ・高齢者肺炎球菌・高齢者インフルエンザ予防接種については全戸配布で周知 ・二種混合(小学6年生)は学校にて集団接種 ・接種後、医療機関からの請求を審査し、費用の支払いを実施</p> | <p>① 結びついて いる</p> <p>② 町が実施し なければならない</p> <p>③ 妥当である</p> | <p>④ 成果向上の 余地がある 程度ある</p> <p>⑤ 類似する事 務事業はな い</p> | <p>⑥ 削減の余地 はない</p> <p>⑦ 現行の受益 者負担は適 正である</p> | <p>法令根拠 により町の 実施義務が なくなった時</p> | <p>④内容・進 め方を見直 す</p> | <p>①予防接種を受けやすい時期を見計らい、接種勧奨を行う。 ②接種対象者及び接種状況を詳細に把握し、未受診者への勧奨を行う。 ③高齢者肺炎球菌・インフルエンザの負担額を検討する。 ④未受診者へ予防接種の勧奨するためには、個々の接種状況を確認する必要がある。 ⑤高齢者の個人予防について意識改革や啓発が必要である。かかりつけ医との連携も検討する。 ⑥高齢者インフルエンザ予防接種は郡内統一の受益者負担金1,200円、高齢者肺炎球菌予防接種が6,500円→8,000円のため、受益者負担金1,500円と変更した。</p> | <p>現状維持(従来通り実施)</p> <p>健康に関する正しい知識を深め、感染症の発症やまん延を予防するために、対象者が予防接種を受けられるよう啓発・勧奨していく。</p> | <p>特に意見なし</p> | <p>A</p> <p>現状のまま継続する</p> |
| 2 | 12 | 76 | 49 | <p>検診事業 (保健課・健康増進担当)</p> <p>①特定健診:国民健康保険加入者(当該年度40歳から74歳の方):児童館等で検診車等により行う集団健診と、契約医療機関で、受診者の希望する日に受診できる個別健診を実施 ②がん検診:町民を対象に集団検診と個別健診を実施。胃・大腸・肺・乳・子宮・前立腺のがん検診を実施。肝炎ウイルス検診、ピロリ菌感染検査 ③結核健診:胸部レントゲン撮影により、結核健康診断を実施 ④後期高齢者を対象とした健診 ⑤生活習慣病予防健診(人間ドック)の助成:国保30歳以上・社保35歳以上・後期高齢者の該当者に助成 ⑥小児生活習慣病健診:生活習慣病について早期に知識を持ち、家族全体で健康を考えた生活を送ることを目的に、学校等を会場に実施</p> | <p>①②③集団検診は一部同時に実施。前年度、健診実施機関に関わる委託事務等、事前準備を開始し、健診日会、会場等の計画立案 4月～健診対象者への特定健診受診券(問診票)発行準備及び発送。概ね6月～10月まで、集団健診 8月から個別健診実施。集団及び個別健診結果は結果説明会や訪問等で個別に結果説明を実施。随時、受診勧奨のため、広報紙やHP、地区回覧で受診啓発 ②がん検診は集団と契約医療機関で実施。女性特有がん検診、大腸がん検診の無料該当者に対してのクーポン券の作成と発行</p> | <p>① 結びついて いる</p> <p>② 町が実施し なければならない</p> <p>③ 妥当である</p> | <p>④ 成果向上の 余地がある 程度ある</p> <p>⑤ 類似する事 務事業はな い</p> | <p>⑥ 削減の余地 はない</p> <p>⑦ 現行の受益 者負担は適 正である</p> | <p>法令根拠 が変更され ない限り、継 続される。</p> | <p>④内容・進 め方を見直 す</p> | <p>①受診勧奨の強化、工夫が必要受診啓発のための町会班回覧や広報等の媒体の活用は継続し、受診に関わる通知等(受診券や日程などのお知らせ内容)や申し込み方法を見直し、受診率向上を図る。 また、未受診者に対して個別に通知による受診勧奨を強化する。 医療機関に受診中の方に対しては、医療機関と連携して、受診勧奨を勧めていく。</p> | <p>現状維持(従来通り実施)</p> <p>早期発見・早期治療につながる健診をすすめ、健診における受診意識の高揚を図るとともに、健康の維持増進を目指す。</p> | <p>町民の疾病予防対策として根幹を成す事業である。早期発見・早期治療のため、さらに町民の意識向上、健康の維持増進に努められたい。</p> | <p>A</p> <p>現状のまま継続する</p> |
| 2 | 12 | 76 | 50 | <p>健康指導事業 (保健課・健康増進担当)</p> <p>健康の増進を図るため、いきいきおがの健康21計画の推進や、食生活・栄養・運動等生活習慣の改善に関する健康増進事業を関係機関と連携し実施する。 地域または個別の健康指導等保健師活動を助める費用 ①いつでも健康相談②委託事業③精神保健・自殺予防対策・精神障害者の社会復帰支援のための事業④熱中症予防対策⑤歯科保健事業⑥健康マイレージ・「運動の日」を推進するための費用⑦健康長寿埼玉モデル⑧講演会開催費⑨ヘルスアップおがのの推進⑩特定保健指導及びフォロー⑪いきいき館介護予防教室⑫女性の健康づくり⑬その他(茶トレ推進等)</p> | <p>①相談窓口の紹介・委託事業(健康・医療・介護・育児等体や心の様々な心配事に24時間対応)。②心理士による心の相談・相談、お茶会(交流会)、ボランティア活動支援、こころの健康づくり講演会、予防のための普及啓発活動等。③熱中症の啓蒙とクールオアシスの設置、生活の低下や重症化を予防、④小学校4校のフッ素洗口及び口腔指導の実施。⑤継続した実践を促すために参加のポイント化等工夫した。⑥27年度開始の3年継続事業「筋力」等運動を習慣づける事業。⑦正しい知識の普及と実践の講座(糖尿病予防等)。⑧ABI骨検査・バランス・マンシトレ等。⑨指導の継続を目指す個別・集団事業。⑩介護予防と健康増進を目的に、集団・個別指導の機会を持ち、主体的な実践を支援</p> | <p>① 結びついて いる</p> <p>② 町が実施し なければならない</p> <p>③ 妥当である</p> | <p>④ 成果向上の 余地がある 程度ある</p> <p>⑤ 類似する事 務事業はな い</p> | <p>⑥ 削減の余地 はない</p> <p>⑦ 現行の受益 者負担は適 正である</p> | <p>④内容・進 め方を見直 す</p> | <p>様々な年齢層や職種の町民が参加出来るよう、事業の開催日時・会場の設置や関心の高いテーマの選択や広報媒体、地区組織等の活用を検討する。 効果を周知することによる個々の意識の向上により、実践者の増加を促進したい。参加者のニーズに合わせた効果的な教室等の開催をするために、職員及び職員以外の専門職(心理職等)を活用する。また、健康づくり団体等の地区組織と連携を図り、事業への参加者増と、健康に関する知識の普及、啓発を図る。</p> | <p>現状維持(従来通り実施)</p> <p>参加者のニーズに合わせた効果的な教室等の開催をするために、職員及び職員以外の専門職(心理職等)を活用する。また、健康づくり団体等の地区組織と連携を図り、事業への参加者増と、健康に関する知識の普及、啓発を図る。</p> | <p>特に意見なし</p> | <p>A</p> <p>現状のまま継続する</p> | |
| 2 | 12 | 76 | 51 | <p>介護予防把握事業 (保健課・健康増進担当)</p> <p>生活機能チェックリストを配布し、何らかの支援を必要とするハイリスク者を把握し、予防活動につなげる。</p> | <p>65歳を対象にチェックリストを配布し、自分の体力の変化に関心を持ってもらい介護予防の啓発を行なうとともに、ハイリスク者を把握し予防活動につなげた。</p> | <p>① 結びついて いる</p> <p>② 町が実施し なければならない</p> <p>③ 妥当である</p> | <p>④ 成果向上の 余地がある 程度ある</p> <p>⑤ 類似する事 務事業はな い</p> | <p>⑥ 削減の余地 はない</p> <p>⑦ 受益者負担 は求める必 要がない</p> | <p>④内容・進 め方を見直 す</p> | <p>対象を介護申請が増え始める75歳へ見直しを実施し基本チェックリストを送付・回収、介護予防・生活支援のハイリスク者を把握し、介護予防事業や訪問活動により、早期からの介護予防につなげる。</p> | <p>来年度、改善・見直しを実施する</p> <p>対象を介護申請が増え始める75歳に見直しを実施し基本チェックリストを送付・回収率の向上を図ることにより、介護予防・生活支援のハイリスク者を把握することで、対象者にあった介護予防活動につなげる。</p> | <p>今後の方針・総括のとおり改善・見直しに努められたい。</p> | <p>内容・やり方を改善する・見直す</p> | |
| 2 | 12 | 76 | 52 | <p>地域介護予防活動支援事業 (保健課・健康増進担当)</p> <p>①介護予防ボランティア養成講座修了者36人 ②通いの場立ち上げ3箇所、参加者80人、延べ1,895人 ③訪問者数 延べ79人 ④月に2回教室の開催 ⑤いきいき館での事業実施 ・高齢者健康づくり教室115回1,895人 ・ステップ体操48回3,029人 ・その他の介護予防事業21回429人 ⑥いきいきサロン114回1,601人</p> | <p>①介護予防ボランティア養成講座修了者36人 ②通いの場立ち上げ3箇所、参加者80人、延べ1,895人 ③訪問者数 延べ79人 ④月に2回教室の開催 ⑤いきいき館での事業実施 ・高齢者健康づくり教室115回1,895人 ・ステップ体操48回3,029人 ・その他の介護予防事業21回429人 ⑥いきいきサロン114回1,601人</p> | <p>① 結びついて いる</p> <p>② 一部、委ね ている</p> <p>③ 妥当である</p> | <p>④ 成果向上の 余地はない</p> <p>⑤ 類似する事 務事業はな い</p> | <p>⑥ 削減の余地 はない</p> <p>⑦ 現行の受益 者負担は適 正である</p> | <p>④内容・進 め方を見直 す</p> | <p>養成講座を修了した介護予防ボランティアが支援し地域の自主的な通いの場が次々と立ち上がり、週1回の継続的な筋力体操で介護予防の効果もあがっている。言語聴覚師訪問事業も予定を上回る希望者があり、ニーズに沿った事業である。次年度からの評価方法として訪問後の誤嚥性肺炎罹患の有無を成果指標とする。 般若のいきいき館の事業利用者は、年間5,353人、社協委託のいきいきサロンは各地域に14回出向き1,601人の参加者があり、高齢者の介護予防の拠点として今後も効果が期待できる。</p> | <p>現状維持(従来通り実施)</p> <p>養成講座を修了した介護予防ボランティアが支援し地域の自主的な通いの場が次々と立ち上がり、週1回の継続的な筋力体操で介護予防の効果もあがっている。言語聴覚師訪問事業も予定を上回る希望者があり、ニーズに沿った事業である。次年度からの評価方法として訪問後の誤嚥性肺炎罹患の有無を成果指標とする。 般若のいきいき館の事業利用者は、年間5,353人、社協委託のいきいきサロンは各地域に14回出向き1,601人の参加者があり、高齢者の介護予防の拠点として今後も効果が期待できる。</p> | <p>介護保険制度上の必須的であるが、その中で収益増を見込むことが可能な部分(事業)については、適正サービス提供に努めつつ、収益向上も図られるよう検討・努力されたい。</p> | <p>A</p> <p>現状のまま継続する</p> | |
| 2 | 12 | 76 | 53 | <p>地域リハビリテーション活動支援事業 (保健課・在宅介護担当)</p> <p>介護予防効果が検証されている筋力体操であるこじか筋力体操を実施する地域の通いの場における理学療法士による活動支援。3ヶ月・6ヶ月ごとに3種類の体力測定を実施し、運動の効果を確認するとともに、個別に必要な安全な運動の仕方を指導する。</p> | <p>・理学療法士支援回数24回 ・通いの場立ち上げ3箇所 ・参加者80人 ・延べ参加者数1,895人</p> | <p>① 結びついて いる</p> <p>② 町が実施し なければならない</p> <p>③ 妥当である</p> | <p>④ 成果向上の 余地はない</p> <p>⑤ 類似する事 務事業があ り、統合・連 携している</p> | <p>⑥ 削減の余地 はない</p> <p>⑦ 受益者負担 は求める必 要がない</p> | <p>④内容・進 め方を見直 す</p> | <p>平成27年度は週1回の通いの場の立ち上げ目標の3ヶ所を達成した。平成28年度は地域の多様な運営方法を支援することで立ち上げの場づくりを促進することが期待できる。</p> | <p>現状維持(従来通り実施)</p> <p>平成27年度は週1回の通いの場の立ち上げ目標の3ヶ所を達成した。平成28年度は地域の多様な運営方法を支援することで立ち上げの場づくりを促進することが期待できる。</p> | <p>介護保険制度上の必須的であるが、その中で収益増を見込むことが可能な部分(事業)については、適正サービス提供に努めつつ、収益向上も図られるよう検討・努力されたい。</p> | <p>A</p> <p>現状のまま継続する</p> | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|----|-----|--|--|---|--|--------------------------------|---|---|---|---|--|----------------|
| 2 | 13 | 77 | 62 | 医学生修学資金貸付事業 (保健課・健康増進担当) 医師として将来町長の指定する医療機関に勤務しようとする者に対して修学資金等を貸し付けることにより、保健福祉医療行政の推進に必要な医師の確保を図る。修学資金等の貸付金額は月額20万円とする。 なお、貸付対象者が貸付金額の増額を希望するときは、必要勤務期間の延長を条件に貸付金額を30万円を限度に増額することができる。必用勤務期間(貸付を受けた期間に相当する期間)業務に従事したときは、修学資金の償還及び利息の支払いをすべて免除する。 | 2名の医学生に修学資金の貸付を行う。 月額20万円×2人×12ヶ月＝480万円 | ① 結びついていない ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はあるが、統合・連携できない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求める必要がない | 指定医療機関の医師不足が解消されれば、この事業の休止・縮小となる。 | ④内容・進め方を見直す | 今後、指定医療機関の医師確保に向けた動向や状況を検討するなかで、貸付けを終了した医師の従事希望等を把握し、貸付人数の調整が必要と考える。医師確保の動向が不明確であるため、今度を見据えた医師確保の見通しが難しい。 | 現状維持(従来通り実施) 国保町立小鹿野中央病院は、西秩父地域の医療の中核に位置づけられており、今後少子高齢化に向け、「医療・福祉・介護」が一体となった地域包括ケアシステムの更なる向上のためには、町立病院の医師確保は重要と考える。 | 本事務事業は、町立病院の医師確保が制度の趣旨である。実効性を伴うための奨励金増額等拡充、または実効性が伴わないのであれば廃止することも念頭に置くべきである。 | A 現状のまま継続する |
| 2 | 13 | 77 | 110 | 病院企業債元金償還 (病院事務局・庶務担当) 平成7年度～平成27年度中に建設改良を行った医療機器、病院増改築費等に充てた企業債平成27年度分の償還を行う。 また、一般会計より地方公営企業法第17条の2(経費の負担の原則)により償還額の2/3の額を繰入れ償還に充てている。 | ○借入物件 14件 ○償還額 87,905千円 ○27年度末残高 1,155,496千円 [参考] ・平成28年度起債予定 医療機器 19,100千円 ・平成29年度起債予定 耐震工事 80,000千円、オートリングシステム等 140,000千円、その他医療機器20,000千円で計240,000千円。なお、借入先未定のため活動指標に示す償還額に28、29年度起債は反映していない。 | ① 結びついていない ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求める必要がない | 病院事業を町で運営する以上は終了の可能性なし | | 現状維持(従来通り実施) 住民に安心・安全な医療を提供するためには、施設及び医療機器等の整備を充実させ、切れ目のない医療を提供することが必要で、今後も企業債の借入及び償還事務の適正な運用が必要である。 | 小鹿野中央病院は、地域医療はもとより、地域包括ケアの核としてなくてはならない存在である。適正な事業運営の継続に努められたい。 | A 現状のまま継続する | |
| 2 | 14 | 79 | 22 | こども医療費支給事業 (住民課・児童福祉担当) こども(出生日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)の医療費一部負担金をその保護者に支給する。秩父郡市内医療機関では現物給付、医療機関で一部負担金を支払った場合は償還払いにより医療費助成を行っている。 平成29年4月1日より対象年齢を15歳から18歳(18歳に達した日以後の最初の3月31日)まで拡大 | ・医療費受給資格登録申請受付 ・受給者証の発行 ・こども医療費助成の支払い ・助成システムによる助成対象者の管理 | ① 結びついていない ② 町が実施しなければならない ③ 対象・意図を見直す必要がある | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求める必要がない | ③対象・意図を見直す | 平成29年度から対象年齢を15歳から18歳に引き上げる。 | 来年度、改善・見直しを実施する 医療機関に受診しやすくなり、経済的負担も軽減されている。平成29年度からさらなる子育て世代の負担軽減と疾病の早期発見、早期治療を図るため、対象年齢を15歳から18歳に引き上げる。 | 子育て支援の中でも特に有効・有益な事業である。 | C 内容・やり方、コストを改善・見直す | |
| 2 | 14 | 79 | 23 | ひとり親家庭等医療費支給事業 (住民課・児童福祉担当) ひとり親家庭等(父親、母親または両親のいない家庭等)に対し、児童(満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)と児童を養育している方の医療費一部負担金を支給する。 秩父郡市内医療機関では現物給付、医療機関で一部負担金を支払った場合は償還払いにより医療費助成を行っている。 | ・医療費受給資格登録申請受付 ・受給者証の発行 ・ひとり親家庭等医療費助成の支払い ・助成システムによる助成対象者の管理 | ① 結びついていない ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求める必要がない | | 現状維持(従来通り実施) 医療機関に受診しやすくなり、経済的負担も軽減されているため、今後も従来通り実施していく。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する | | |
| 2 | 14 | 79 | 44 | 小鹿野町国民健康保険特別会計 (福祉課・保険担当) [法定外]①保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)保険料の応益部分について、所得に応じて軽減する部分に対し、軽減相当分を県(3/4)、町(1/4)で補填するもの。(保険者支援分)保険料軽減の対象となった被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合を国(1/2)、県(3/4)、町(1/4)で補填するもの。 ②職員給与等繰入金:国民健康保険事業の事務執行経費を繰出すもの。 ③出産育児一時金繰入金:出産育児一時金の支給標準額の2/3を繰出すもの。 ④国保財政安定化支援繰入金:保険者の責によらない要因について限定的に繰出すもの。 [法定外分]その他繰入金:医療費の増大、国保税の不足分の補填をするもの。 | ①保険基盤安定繰入金 保険料軽減分:14,472,705円(内町負担分3,618,177円) 保険者支援分:12,751,193円(内町負担分3,187,799円) ②職員給与等繰入金 28,700,000円 ③出産育児一時金繰入金 2,520,000円 ④国保財政安定化支援繰入金 3,762,463円 ⑤その他繰入金 140,017,537円 | ① 結びついていない ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 平成30年度より、国保の財政運営の主体が県に移行するため、町の保険者としての役割も変わってくる。 財政運営以外(窓口業務、保健事業、町国保運営協議会運営など)は引き続き町主体で実施予定 | ④内容・進め方を見直す | 医療費の適正化、国保税の収納率向上を目指して、ジェネリック医薬品の推進、保健事業の推進、レセプト点検の強化、納税相談の強化などを図っていく。今後、より一層の事務担当と事業担当の密な連携を図る。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する | |
| 2 | 14 | 79 | 45 | 小鹿野町後期高齢者医療特別会計 (福祉課・保険担当) ①療養給付費繰入金 ②共通経費繰入金 ③保険基盤安定繰入金 ④事務費繰入金 埼玉県広域連合で定められた後期高齢者医療制度事務・被保険者の保険料徴収、窓口業務等 | ①療養給付費繰入金 140,682,778円 ②共通経費繰入金 5,428,264円 ③保険基盤安定繰入金 42,453,338円 ④事務費繰入金 1,271,073円 | ① 結びついていない ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 法改正により後期高齢者医療制度に変更があった場合 | ④内容・進め方を見直す | 関係部署との連携を進める。 | 現状維持(従来通り実施) 埼玉県後期高齢者医療広域連合が主体で運営(保険者)しており、町単独で改善することは難しいことが多いため、国や広域連合の動向に注意し、適切な対応をとっていくことが必要である。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|----|----|--|---|---|---|--|---------------------------------|---------------------|--|--|------------------------------------|--|
| 2 | 14 | 79 | 46 | 小鹿野町介護保険特別会計への一般会計の繰出し(福祉課・保険担当) 介護保険運営 被保険者の資格管理・保険料賦課徴収・給付管理・介護予防事業 | ①介護給付費繰入金 180,043,000円 ②地域支援事業繰入金 3,424,000円 ③事務費繰入金 25,178,000円 ④低所得者保険料軽減繰入金 2,572,800円 (内町負担分643,200円) | ① 結びついて いる ② 町が実施し なければなら ない ③ 妥当である | ④ 成果向上の 余地がある 程度ある ⑤ 類似する事 務事業はな い | ⑥ 削減の余地 はない ⑦ 現行の受益 者負担は適 正である | 現在のところ、広域化等の可能性もなく継続する。 | ④内容・進 め方を見直 す | 自立へ向けた介護サービスのケアマネジメントを強化する。 制度改正が頻繁でありケアマネージャー等自立支援へ向けたサービス提供を行うため、被保険者、ケアマネージャー等及び事業者の理解を得ることが難しい。 | 改善・見直しを進める 将来にわたって適切なサービス提供が担保されるよう介護保険制度の見直しが進められているが、保険者としては利用者にとってサービスの低下にならないよう様々な工夫と事業の円滑な運営が求められている。施設・居宅サービスのバランスのとれた基盤整備と並行して適正化事業の充実を図るとともに、負担の公平性を維持する上で介護保険料の安定的な確保を図るため、保険料未収金の縮減を目指す。 | 今後の方針・総括のとお り改善・見直しに努められ たい。 | C ----- 内容・やり方、コストを改 善・見直す |
| | | | | ひとり親家庭援助事業(住民課・児童福祉担当) ひとり親家庭を対象に、温泉保養施設の入浴料及び食事代を年度ごとに1回助成する。入浴料については、大人(中学生以上)300円、小学生120円、幼児60円の助成、食事代については、1人につき600円を助成する。(19歳以上と4歳未満の児童については助成対象外) 町と社会福祉協議会の共催で、費用の1/2を町の補助とする。 | 保養施設の入浴券と食事券の配付を行った。 | ① 結びついて いる ② 町が実施し なければなら ない ③ 妥当である | ④ 成果向上の 余地がある 程度ある ⑤ 類似する事 務事業はな い | ⑥ 削減の余地 はない ⑦ 現行の受益 者負担は適 正である | 利用券使用者が大幅に減少する場合には縮小または終了を検討する。 | ④内容・進 め方を見直 す | 利用券の配付時期、周知の方法を検討する。 また、利用券を使用した人の統計データを作る。 | 改善・見直しを進める 事業の進め方を見直す必要がある。 | 今後の方針・総括のとお り改善・見直しに努められ たい。 | B ----- 内容・やり方を改善する・ 見直す |

事務事業評価結果一覧表(政策No.3:ふるさとの明日を担う心豊かな人づくり)

平成29年3月

| 総合振興 計画上の 政策体系 | 政 策 No. | 基本 施策 No. | 基本 事業 No. | 事務 事業 No. | 事務事業名 (担当課所・担当係名) 事業概要 | 平成27年度の 事業実績内容 | 担当課所による評価 | | | | | | | 総合振興計画審議会 及び 行政改革推進委員会 による検証・評価 | 総合評価 平成29年度以降の方針 A:現状のまま継続する B:内容・やり方を改善する・ 見直す C:内容・やり方、コストを改善・ 見直す D:休止・廃止する | | |
|----------------------|---------------|-----------------|-----------------|--|---|--|------------------|------------|------------------|---|--|---|---------------------------------|--|---|------------------------------|-----------------|
| | | | | | | | 視点別評価 | | | | 視点別評価に基づく総括と今後の方向性等 | | | | | | |
| | | | | | | | 目的妥当性評価 | 有効性評価 | | 効率性評価 | 事務事業の 終了・休止・ 縮小の条件、 可能性 | 見直し等が 必要と評価し た 視点別項目 | | | | 改革・改善案 (改革等実現の ための課題等) | 今後の方針・担当課所による総括 |
| | | | | | | | ① 政策体系との整合性 | ④ 成果向上の余地 | | ⑥ コストの削減余地 | | ④ 内容・進 め方を見直 す | ⑤ 見直し等 が必要と評 価した 視点別項目 | | | | |
| ② 公共関与の妥当性 | ③ 対象・意図の妥当性 | ⑤ 連携・統合の可能性 | ⑦ 受益者負担適正化余地 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 15 | 82 | 108 | 各種講座等開催 (両神公民館、図書館・事業担当) 両神公民館において、講座を企画し、生涯学習によりて募集を行い、参加者がいる場合、講座を実施する。講座内容については、例年希望者の多い講座は引き続き実施。町民から希望のあった講座を実施することもある。時宜に合った内容の講座を実施。町民が興味がありそうな講座を企画し実施する。特に、講座名で注意を引くように心がけている。 | 料理教室・編み物教室・寄せ植え教室・英語教室・藍染教室・歴史探検トレッキング・フラワーアレンジメント教室・ミニ門松作り教室・筋肉トレーニング教室・囲碁教室・スイーツデコ教室・理科実験教室・消しゴムはんこ教室・お菓子作り教室・町営バス乗り継ぎの旅・ランニング教室・味噌作り教室 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がかなりある | ⑥ 削減の余地はない | ⑦ 現行の受益者負担は適正である | ④ 内容・進め方を見直す | 情報収集に努めることにより多様な講座を実施できる。町民のニーズや世の中の動向にアンテナをはり興味のわく講座を実施していく。 | 改善・見直しを進める 毎年、町民のニーズに添った内容や時宜に合った内容を考え、講座内容が古くならないよう、常に改善、見直しを進める必要がある。 | 今後の方針・総括のとおり改善・見直しに努められたい。 | B 内容・やり方を改善する・見直す | | | |
| 3 | 15 | 82 | 109 | 図書館運営事業(両神公民館、図書館 図書館管理・奉仕担当) ・図書館協議会の開催 ・図書館資料の選定、受入、保存、貸出 ・レファレンス業務 ・学校図書館支援(幼稚園を含む) ・図書館主催講座の開催 ・図書館システムの活用 | 図書館協議会3回開催、資料の選定・受入、学校・幼稚園への団体貸出(1140冊)、おはなしの会、映画会、図書館体験、夏休みイベント(体験、子ども映画会、工作)、ブックスタート、本のリサイクル | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある | ⑥ 削減の余地はない | ⑦ 受益者負担は求める必要がない | ④ 内容・進め方を見直す | 町の人口数に対しての、図書館の面積、蔵書数を基準まで持っていく、図書館業務を充実させるためには、開架書架の増設や分室の開架方法の工夫、ふるさと総合会館の研修室の利用などにより、面積や蔵書数を増やし、利用者数、貸出点数を増加させる。また、専門的サービスを行うことのできる司書数を増やし人材育成の向上を図る。開架書架の増設については、現在の面積では設置数に限りがあり、総合会館の他の研修室を図書館で利用すると、会議等での利用ができなくなるなどの問題も生じるため、関係機関との調整が必要となる。司書数を増やしても、専門的なサービスがスムーズに行えるようになるには、育成のための時間が必要である。 | 改善・見直しを進める 町民のニーズや環境の変化に対応していくために、図書館の蔵書数、蔵書内容の充実、専門的なサービスの質の向上を図っていく必要はない。そのためには、そのサービスの行える司書の増員、人材育成及びスキルアップが必要不可欠である。 | 今後の方針・総括のとおり改善・見直しに努められたい。 | B 内容・やり方を改善する・見直す | | | |
| 3 | 16 | 86 | 26 | 民間保育所児童委託事業 (住民課・児童福祉担当) 町内の私立保育園へ、保護者の希望や公立施設との調整を図りながら、児童の委託事業を実施している。 町内の私立保育園「ひまわり保育園」では、生後45日から、朝は7:00から、また土曜日は1日(公立は小鹿野保育所で生後8か月から、両神保育所では満1歳から、朝は7:30から、土曜日は半日)の保育を実施しており、公立で実施できない部分も実施している。 | 町内私立保育園(1か所)へ、子ども・子育て支援法に基づき、児童の認定区分や年齢等にに応じた委託事業を実施した。 委託料:70,926,000円 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない | ⑥ 削減の余地はない | ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法に定められた事業であり、私立保育園等が存在する限り終了にはならない。 | 現状維持(従来通り実施) 仕事をしながら子育てとの両立が図られるよう、引き続き本事業により支援していくことが必要である。 | 国・県制度に基づく事業(部分)について裁量の余地はないが、多額の予算を投入していることもある。子育て支援に資する事業の適正運営・執行に努められたい。 | A 現状のまま継続する | | | | |
| 3 | 16 | 86 | 27 | 管外保育所児童委託事業 (住民課・児童福祉担当) 町外保育所等に申込があった場合、その保育所等の所在市町村と協議し、入所可能な場合は、国が定める公定価格に基づき、当該市町村へ児童の委託事業を実施している。 | 町外保育所等に申込があった場合、その保育所等の所在市町村と協議し入所可能な場合は、子ども・子育て支援法に基づき、児童の認定区分や年齢等にに応じた委託事業を実施した。 ・管外公立保育所委託料 4,058,000円 ・管外私立保育園等委託料 12,354,000円 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない | ⑥ 削減の余地はない | ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法に定められた事業であり、休止・廃止することはできない。保護者の就労形態の多様化への対応。 また、今後子ども・子育て支援新制度の充実により、保育が保護者と施設との直接契約になれば、保護者が希望する保育施設の範囲は今よりも広がることが予想される。 | 現状維持(従来通り実施) 引き続き、保護者のニーズに応じるため町外の保育所等へ委託し、仕事と子育ての両立が図れるよう支援していくことが必要である。 | 国・県制度に基づく事業(部分)について裁量の余地はないが、多額の予算を投入していることもある。子育て支援に資する事業の適正運営・執行に努められたい。 | A 現状のまま継続する | | | | |
| 3 | 16 | 86 | 28 | 特別保育事業費補助事業 (住民課・児童福祉担当) ・延長保育事業:町内の私立保育園における7:00~7:30の30分間、通常開所時間外の保育実施に対する国、県、町の補助金と、私立保育園で負担している延長時間分の人件費等について、町単独で補助金を交付している。 ・安心・元気、保育サービス支援事業:特別児童手当対象児童や低年齢児の保育所入所について、また、アレルギー食特別給食提供に対し、該当する私立保育園等に対し補助金を交付している。 | ・延長保育利用者8人、国・県・町1/3づつ300,000円、町単独157,000円、計457,000円を交付 ・安心・元気、保育サービス支援事業費補助金申請において、低年齢児受入れ、障害児保育事業、アレルギー等対応特別給食提供事業が対象となる。 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない | ⑥ 削減の余地はない | ⑦ 受益者負担は求める必要がない | 保護者の就労形態の多様化への対応や障がい児への支援、アレルギー給食の対応など今後増加することは考えられても、終了・休止・縮小は見込めない。 | 現状維持(従来通り実施) 保護者の多様化する就労形態に対応するための延長保育事業や、障がい児への支援、低年齢児の受入れ、アレルギー児対応給食の実施など、今後需要は増加する傾向にあると思われるため、必要な事業であり継続が必要である。 | 国・県制度に基づく事業(部分)について裁量の余地はないが、多額の予算を投入していることもある。子育て支援に資する事業の適正運営・執行に努められたい。 | A 現状のまま継続する | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|----|-----|---|---|------------------|---|---------------|-------------------------|-------------|---|--------------|--------------|----------------------------|------------------------------|
| 3 | 17 | 91 | 98 | 第1子に対する義務教育支援事業 (学校教育課・学校教育担当) 義務教育課程における教材費や給食費の補助し、子育てを支援する。 | 学期ごとに学校からの補助金請求に基づき支払いを行い、年度末に精算を行った。 | ① 結びについている | ④ 成果向上の余地はない | ⑥ 削減の余地はない | 平成28年度に事業統合済 | | | | 事務事業終了 | 特に意見なし | D 廃止する (下欄事業に統合する) |
| | | | | ② 町が実施しなければならない | ⑤ 類似する事務事業があり、統合・連携している | ⑦ 受益者負担は求める必要がない | 平成28年度より子育て世帯の支援拡大のため、第一子・第二子以降の事業を統一した。 | | | | | | | | |
| | | | | ③ 妥当である | | | | | | | | | | | |
| 3 | 17 | 91 | 99 | 義務教育支援事業 (平成26年度以前は第2子以降の支援対象事業)(学校教育課・学校教育担当) 義務教育課程における教材費や給食費の補助し、子育てを支援する。 | 学期ごとに学校からの補助金請求に基づき支払いを行い、年度末に精算を行った。 | ① 結びについている | ④ 成果向上の余地はない | ⑥ 削減の余地はない | 義務教育課程の児童・生徒が0人になれば終了可能 | | | | 現状維持(従来通り実施) | 特に意見なし | A 現状のまま継続する |
| | | | | ② 町が実施しなければならない | ⑤ 類似する事務事業はない | ⑦ 受益者負担は求める必要がない | 平成27年4月より第一子も含めて支援を開始した。 | | | | | | | | |
| | | | | ③ 妥当である | | | | | | | | | | | |
| 3 | 17 | 94 | 100 | 奨学資金貸付事業 (学校教育課・学校教育担当) 町営住宅南町裏団地の家賃収入を財源に高校就学のための資金の貸し付けを行う。 | 貸出実績なし | ① 結びについている | ④ 成果向上の余地はない | ⑥ 削減の余地はない | 南町裏団地が取り壊されれば廃止することになる。 | | | | 現状維持(従来通り実施) | 特に意見なし | A 現状のまま継続する |
| | | | | ② 町が実施しなければならない | ⑤ 類似する事務事業はあるが、統合・連携できない | ⑦ 受益者負担は求める必要がない | 南町裏団地が取り壊された場合、奨学金の原資がなくなるため、廃止することになる。 | | | | | | | | |
| | | | | ③ 妥当である | | | | | | | | | | | |
| 3 | 17 | 94 | 101 | 児童遠距離通学費補助事業 (学校教育課・庶務担当) 遠距離地に居住する児童の小学校通学の足の確保(スクールバスの代替え) | 西武観光バス乗車料金の補助を行った。 | ① 結びについている | ④ 成果向上の余地はない | ⑥ 削減の余地はない | 対象児童がいる限り事業継続 | | | | 現状維持(従来通り実施) | 特に意見なし | A 現状のまま継続する |
| | | | | ② 町が実施しなければならない | ⑤ 類似する事務事業はない | ⑦ 受益者負担は求める必要がない | 一般町民の足の確保も兼ねているため、引き続き実施する。 | | | | | | | | |
| | | | | ③ 妥当である | | | | | | | | | | | |
| 3 | 17 | 94 | 102 | 生徒遠距離通学費補助事業 (学校教育課・庶務担当) 遠距離地に居住する生徒の中学校通学の足の確保 | 西武観光バス乗車料金の補助を行った。 | ① 結びについている | ④ 成果向上の余地はない | ⑥ 削減の余地はない | 対象の生徒がいる限り事業継続 | | | | 現状維持(従来通り実施) | 特に意見なし | A 現状のまま継続する |
| | | | | ② 町が実施しなければならない | ⑤ 類似する事務事業はない | ⑦ 受益者負担は求める必要がない | 他に方法がないため、また、生徒以外の一般町民の足の確保もかねているため。 | | | | | | | | |
| | | | | ③ 妥当である | | | | | | | | | | | |
| 3 | 18 | 95 | 1 | 山村留学支援事業 (総務課・自治文化人権担当) 埼玉県立小鹿野高等学校及び小鹿野町の活性化を図ることを目的に創設された山村留学制度の円滑な運営を支援する団体に対し、補助金を交付する。 | 小鹿野高等学校の活性化を図るため、野球部を支援する団体に補助金「1団体・4,800,000円」の交付を行った。 | ① 結びについている | ④ 成果向上の余地がある程度ある | ⑥ 事業費の削減余地がある | | ④内容・進め方を見直す | 現在は、小鹿野高校山村留学制度の支援団体に補助金を交付している。今後は、事業成果を検証し必要最小限の適正な補助金を交付することで事業費の削減を図る。また、新規の支援団体や受入家庭等を模索し、受入体制の充実を図る必要がある。 | ⑥事業費・人件費を見直す | 改善・見直しを進める | 今後の方針・総括のとおり改善・見直しに努められたい。 | B 内容・やり方を改善する・見直す |
| | | | | ② 町が実施しなければならない | ⑤ 類似する事務事業はない | ⑦ 受益者負担は求める必要がない | 山村留学支援事業は、小鹿野高校と町の活性化を図るため山村留学制度の宣伝活動や受入活動等を支援する団体に補助金を交付している。今後、新規の支援団体や受入家庭等を模索し、幅広い年代の留学生の受け入れができるよう、受入体制を検討する必要がある。 | | | | | | | | |
| | | | | ③ 妥当である | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|-----|-----|--|---|---|--|---|--|---|--|--|--|-----------------------------------|
| 3 | 20 | 98 | 103 | <p>歌舞伎のまちづくり事業 (社会教育課・文化財保護担当)</p> <p>小鹿野歌舞伎の伝承を確かなものとするため後継者養成事業などを実施する。また、柴崎宇平氏の義太夫弾語りを記録保存を進める。</p> <p>歌舞伎特別公演、歌舞伎・郷土芸能祭を開催。各小・中学校の総合的な学習等で行われる歌舞伎の伝承を支援する。歌舞伎上演用具の整備を進めるとともに、計画的にかつらの購入を進める。</p> | <p>小鹿野歌舞伎伝承活動補助金として、町内の7団体(小鹿野歌舞伎保存会小鹿野部会、同津谷木部会、同上飯田部会、同十六部会、小鹿野子ども歌舞伎、奈倉女歌舞伎の会、小森祭りと文化を守る会)に各56千円を交付した。また、かつら2個、かつらケース30個を購入した。</p> | <p>① 結びについている</p> <p>② 町が実施しなければならない</p> <p>③ 妥当である</p> | <p>④ 成果向上の余地はない</p> <p>⑤ 類似する事務事業はない</p> | <p>⑥ 事業費の削減余地がある</p> <p>⑦ 現行の受益者負担は適正である</p> | <p>歌舞伎保存団体による自主公演及び、運営資金の確保が安定的に可能になった時点</p> | <p>⑧ 事業費・人件費を見直す</p> | <p>歌舞伎のまちづくり事業について、町民の意識や観客数など成果は上がっている。今後は事業費を見直し、削減できる部分を検討する。</p> | <p>現状維持(従来通り実施)</p> <p>歌舞伎のまちづくり事業について、小鹿野町だけでなく埼玉を代表する文化財として認識されるようになっており、成果は上がっている。今後は従来通り事業を継続し、より魅力的な文化財としていくことはもちろん、事業費を見直し、削減できる部分を検討する。</p> | <p>町として重点を置くべき伝統文化事業である。後継者育成や他の伝統文化等も含め、今後も積極的に事業拡充・推進すべきである。</p> | <p>A</p> <p>現状のまま継続する</p> |
| 3 | 21 | 100 | 106 | <p>町民体育館維持管理事業 (社会教育課・社会体育担当)</p> <p>体育館利用者への貸出し及び施設維持管理を実施している。</p> <p>・利用申請受付、台帳管理、貸出業務 ・施設維持管理として、週1回施設の施設確認を行うとともに消耗品の補充、必要に応じた修繕、備品購入を行っている。</p> <p>・対象施設は、町民体育館、日尾体育館、藤倉体育館</p> | <p>・貸館業務及び貸館に伴う鍵の管理(通年) ・週1回程度の施設確認及び消耗品補充 ・卓球台2台購入 ・施設修繕</p> | <p>① 結びについている</p> <p>② 委ねられる可能性がある</p> <p>③ 妥当である</p> | <p>④ 成果向上の余地がある程度ある</p> <p>⑤ 類似する事務事業があり、統合・連携している</p> | <p>⑥ 事業費の削減余地がある</p> <p>⑦ 今後、受益者負担を求める必要がある</p> | <p>利用頻度の低い体育館の閉鎖、解体等を行うことで、縮小は可能であるが、定期利用団体の他施設への移行や調整が必要となる。</p> | <p>② 民間等への委託等を実施する</p> <p>④ 内容・進め方を見直す</p> <p>⑥ 事業費・人件費を見直す</p> | <p>⑦ 受益者負担を見直す(見直す方がよい)</p> <p>民間等への委託は可能と思われるが、立地条件等の面から難しい現状。施設の利用頻度が低い施設もあり、利用促進を図りたいが、立地条件等を考慮すると難しい現状。中学校の統合に伴い、閉鎖した3校の体育館が平日日中も使えるため、利用頻度の低い体育館を閉鎖・取り壊しを行えば事業費の削減は可能。社会体育施設、学校開放体育施設、都市公園施設について、整合性を取りながら時期を見て利用料を見直す必要がある。</p> <p>体育館の立地条件やスポーツ人口の減少、また、定期利用団体への説明、調整が必要であり、体育館の利用頻度や老朽化等を勘案した施設の閉鎖、取り壊しを行っていくことが課題である。</p> | <p>改善・見直しを進める</p> <p>各施設の利用状況や少子高齢化に伴うスポーツ人口の減少等を勘案しながら、既存体育施設の閉鎖や解体の時期を検討する必要がある。</p> | <p>今後の方針・総括のとおり改善・見直しに努められたい。</p> | <p>C</p> <p>内容・やり方、コストを改善・見直す</p> |
| 3 | 22 | 103 | 20 | <p>子育て支援センター事業 (住民課・児童福祉担当)</p> <p>子育て家庭の親子が、安心して遊び交流できる場、育児不安について気軽に相談できる場を提供する。また、親子遊びの支援、情報提供、学習の機会を提供し、地域全体で子育てを支援する基盤の育成を図り、子育ての輪が広がるように事業を展開している。</p> <p>平成27年度より旧三田川幼稚園を小鹿野町子育て支援センターとし移設し、開所する地域の子育て拠点として、専任保育士が常駐する。</p> | <p>開放:ホール、赤ちゃんの部屋、庭で親子が自由に遊ぶ すくすく教室:1歳未満児 計測、離乳食、発達、スキンシップ遊びを毎週月曜開催 親子ふれあい教室:1歳以上児 計測、サーキット遊び、誕生会 毎週木曜開催 年齢別講座:同年齢の親子の集い ランチタイム:お弁当を家庭から持参し楽しく会食 地域交流事業:公園で遊ぶ、幼稚園交流会・保育所給食体験等地域の乳幼児施設活用 サークル活動:母親の自主的な活動を支援 ハイと遊ぶ:月1回第3土曜開催</p> | <p>① 結びについている</p> <p>② 町が実施しなければならない</p> <p>③ 妥当である</p> | <p>④ 成果向上の余地がある程度ある</p> <p>⑤ 類似する事務事業はない</p> | <p>⑥ 削減の余地はない</p> <p>⑦ 受益者負担は求めない</p> | <p>少子化対策の一環として、子育て支援施設を運営している。利用者の需要がある限り継続する。この事業以外に有効な施策が実施されることになれば廃止できる。</p> | <p>④ 内容・進め方を見直す</p> | <p>事業の認知度を更にもっと上げるよう周知を図り、多くの人に活用されるようにする。</p> <p>また、場を活用できない人と顔がつかないような仕組みの構築が必要である。</p> <p>小鹿野町ネウボラ(子育て包括支援センター)システム構築と実施に向けた母子保健と児童福祉機関の連携が必要である。また、施設の利用ができない人に対する訪問支援事業を検討する。</p> | <p>改善・見直しを進める</p> <p>子育て支援センターが開所してから10年となり、事業内容等も多く子育て中の母親にも知られるようになった。場所が保育所から幼稚園内に、更にH27年度より旧三田川幼稚園となり、町民に周知を図るため広報やお便り等を利用して、乳幼児健診や家庭訪問等母子保健との連携を図りながら、子育て家庭親子との顔の見える関係を作っていく。施設を利用できない人へは、こちらから出向いて支援を届ける事業を考えていく。親子共へのびのびと過ごすために必要な室内空間、戸外環境ともに適切である。</p> | <p>今後の方針・総括のとおり改善・見直しに努められたい。</p> | <p>B</p> <p>内容・やり方を改善する・見直す</p> |
| 3 | 22 | 103 | 29 | <p>放課後児童対策事業 (住民課・児童福祉担当)</p> <p>小学校に就学している子どもで、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもを対象として、放課後の時間帯において子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの「遊び」及び「生活」を支援することを通して子どもの健全育成を図る。</p> | <p>公立両神学童保育室1施設を直営で実施、民間学童クラブ2施設については、運営委託により実施した。</p> <p>両神学童保育室をふるさと総合会館から旧両神幼稚園へ移設した。</p> <p>H28年4月から開設するため、三田川、長若学童クラブの施設整備を実施した。</p> | <p>① 結びについている</p> <p>② 町が実施しなければならない</p> <p>③ 妥当である</p> | <p>④ 成果向上の余地がある程度ある</p> <p>⑤ 類似する事務事業があり、統合・連携している</p> | <p>⑥ 削減の余地はない</p> <p>⑦ 現行の受益者負担は適正である</p> | <p>家庭に児童の帰りを待つ親族等が常時いるようになるなど環境の変化、あるいは、児童を放課後、学校から直接保護者へ引き渡すことができるようになるなど違う支援の形が生まれれば、終了、縮小となる。</p> | <p>④ 内容・進め方を見直す</p> | <p>利用数の割合は近年増加傾向にあり今後も続くと思われる、小学校の空き教室を活用することで施設の確保が容易となり、利用数の増加に対応した受入れも可能になるため、小学校の空き教室の活用についての検討、関係機関との調整を図っていく。支援員の労働時間が主に放課後となり、フルタイムでの就労がかなわないため支援員の確保が課題となっている。</p> | <p>現状維持(従来通り実施)</p> <p>今後も利用児童数の割合は増加する見込みであり、保護者が安心して児童を預けて仕事との両立ができるよう、事業の充実を図っていく必要がある。</p> | <p>両神学童保育室の設置により、旧両神幼稚園の有効活用が図られた。今後も子育て支援に資する事業内容の充実等に努められたい。</p> | <p>A</p> <p>現状のまま継続する</p> |
| 3 | 22 | 103 | 30 | <p>地域型保育委託事業 (住民課・児童福祉担当)</p> <p>H27年4月からの子ども・子育て新制度により、地域型保育事業の基準が定められた。町内には、待機児童は現在いないため、地域型保育事業所はなく、今後も予定はないと思われる。</p> <p>そのため、管外の地域型保育事業所へ委託を希望する保護者の申請により、他市町と協議し、委託を実施する。</p> | <p>秩父市の事業所内保育所「アプリコットプレスクール」に0歳児1名入所委託を実施した。</p> <p>委託料:3,998,000円</p> | <p>① 結びについている</p> <p>② 委ねている</p> <p>③ 妥当である</p> | <p>④ 成果向上の余地はない</p> <p>⑤ 類似する事務事業はない</p> | <p>⑥ 削減の余地はない</p> <p>⑦ 現行の受益者負担は適正である</p> | <p>保育所、認定こども園などの保育施設が充実することで、保育を必要とする児童の受入れがすべて可能となり、待機児童が0となれば地域型保育事業は不要となる。</p> | | <p>現状維持(従来通り実施)</p> <p>待機児童解消のための事業であり、町内の保育施設との調整が必要となるため、今後も町内に事業所は開設されないとと思われる。きめ細かな保育ニーズに対応するためには継続して委託事業を実施していく必要がある。</p> | <p>国・県制度に基づく事業(部分)について裁量の余地はないが、多額の予算を投入していることもある。子育て支援に資する事業の適正運営・執行に努められたい。</p> | <p>A</p> <p>現状のまま継続する</p> | |
| 3 | 22 | 103 | 31 | <p>子育て支援推進事業 (住民課・児童福祉担当)</p> <p>保護者の育児疲れ等からのリフレッシュと疾病や冠婚葬祭等による緊急時の保育需要に対応し、児童の福祉の増進を図るため実施する。町内の保育所(園)3か所ですべて受入れを実施。利用時間は原則通常保育内。</p> <p>・リフレッシュは月間延べ2日、緊急保育は連続利用7日を限度。</p> <p>・保護者から申請が提出されると、希望の保育所(園)と調整。受入れが可能であれば事前に面接を経て実施となる。</p> <p>・利用料は、保護者負担一日1,800円。民間保育園を利用した場合は、委託契約により一日3,600円を委託料として町が支払う。</p> | <p>・利用希望者がいなかったため、実績なし。</p> | <p>① 結びについている</p> <p>② 一部、委ねている</p> <p>③ 妥当である</p> | <p>④ 成果向上の余地はない</p> <p>⑤ 類似する事務事業はあるが、統合・連携できない</p> | <p>⑥ 削減の余地はない</p> <p>⑦ 現行の受益者負担は適正である</p> | <p>就学前児童のうち、幼稚園に在園する以外の全員が、保育所などに入所すれば終了となるが、終了の可能性はない。</p> | | <p>現状維持(従来通り実施)</p> <p>核家族化が急増しているとはいえ、地域的に地縁者による一時保育が可能のため、平成27年度は利用対象者がいなかったと思われる。しかしながら、ひとり親の方や、妊娠中や出産後の方の子育て支援としてサービスの継続が必要である。</p> | <p>特に意見なし</p> | <p>A</p> <p>現状のまま継続する</p> | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|-----|-----|--|---|--|-----------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|--|--|--|----------------------|
| 3 | 22 | 104 | 104 | 青少年相談員活動補助事業 (社会教育課・社会教育担当) 青少年の健やかな成長を助けることを目的として、昭和40年度に埼玉県が設けた制度であり、埼玉県知事より委嘱される青少年相談員の推薦および活動支援第25期より年齢制限が18歳以上36歳未満。任期(平成26年4月から2年間)ただし、中途委嘱は可能(委嘱者に対しては県でボランティア保険に加入) | 平成27年度は20名の青少年相談員が委嘱を受け活動した。小鹿野町青少年相談員協議会主催の町内児童を対象にしたイベントとして、7月にソフト・ボール大会(138名参加)、8月にサマーキャンプ(14名参加)、12月にバスハイク(66名参加)、3月にイチゴ狩り(46名参加)を実施した。参加者数は延べ264名であった。 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求められない | ④内容・進め方を見直す ⑥事業費・人件費を見直す | 現在は児童向け事業だけを実施しているが、中学生・高校生を対象に含めた事業を行うことを検討する。いままで実施しているイベントに対し、青少年相談員と児童の間に入るリーダー役としてなど、中学生・高校生を巻き込み、より幅広い年代での交流を考える。中学校、高校との連携は、学校行事等との調整が課題である。 | 現状維持(従来通り実施) 青少年相談員の負担が増えないようにし、減少傾向にある応募者のハードルを低くするためにも、現状を維持する。今後、青少年相談員の活動状況を考慮しながら、対象を拡大できるか検討する。 | 相談員確保が困難な場合は、事業内容について精査も必要である。中学生・高校生の相談員育成の可能性も検討されたい。 | A 現状のまま継続する |
| | | | | 青少年健全育成対策事業 (社会教育課・社会教育担当) 埼玉県知事より委嘱される青少年育成推進員の推薦 毎月第4土曜日に月例非行防止パトロールを実施している。また、町内の祭事会場において啓発用品の配布を行っている。 | ・埼玉県知事より委嘱される青少年育成推進員の推薦 ・毎月第4土曜日に月例非行防止パトロール ・7月夏祭り、8月七夕まつり、11月両神ふるさとまつり、12月鉄砲まつり会場において啓発用品(ポケットティッシュ等)の配布を実施した。 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 事業費の削減余地がある ⑦ 受益者負担は求められない | ④内容・進め方を見直す ⑥事業費・人件費を見直す | 非行防止パトロールを青少年が集まり非行しやすい時間、場所の検討をし実施する。啓発活動の配布は祭事の町内の来場状況の確認をし、来場者数に見合った数で配布を行う。時間の変更をし、青少年育成推進員の負担とならないよう検討する。 | 改善・見直しを進める 非行防止パトロールを青少年が集まり非行しやすい時間、場所の検討をし実施する。啓発活動の配布は祭事の町内の来場状況の確認をし、来場者数に見合った数で配布を行う。 | 特に意見なし | B 内容・やり方を改善する・見直す |
| | | | | コミュニティ活動推進事業 (総務課・自治文化人権担当) 小鹿野町コミュニティ協議会に補助金を支出している。町協議会は各地区(小鹿野・長若・三田川・倉尾)のコミュニティ委員会に補助金を交付し、各委員会の活動を支援している。各委員会では補助金を清掃活動、植栽、軽スポーツ・運動会等の経費に充てている。また、町コミュニティ備品を貸出し、町民の地域活動を支援している。 | 小鹿野町コミュニティ協議会に補助金500千円を交付し、コミュニティ協議会の活動を支援した。 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求められない | ④内容・進め方を見直す | 地区委員会の役員も固定化されており、また高齢化でもある。構成員に若い人が加わり新しい発想が生まれることが必要。地域コミュニティ委員会内部は行政区を単位として構成されており、地区の区長を中心に活動している。そのため、若い人が構成員として加わることは遠慮がちになることが懸念されるが、積極的な活動を求める必要がある。 | 現状維持(従来通り実施) コミュニティ活動推進事業は地域社会の活動を支援することが目的であり、そのために町が補助金を交付している。各団体・地域の自主性を尊重するあまり事業内容の固定化につながることも懸念されるが、より多くの住民の参加が重要であり目的達成のために有効に補助金を活用することが必要である。 | 補助金の適性な活用、事業効果などの精査・検証にも努められたい。 | A 現状のまま継続する |

事務事業評価結果一覧表(政策No.4:地域に根ざした活気あふれる産業づくり)

平成29年3月

| 総合振興計画上の政策体系 | 政 策 No. | 基本 施策 No. | 基本 事業 No. | 事務 事業 No. | 事務事業名 (担当課所・担当係名) | 事業概要 | 平成27年度の 事業実績内容 | 担 当 課 所 に よ る 評 価 | | | | | | | 総合振興計画審議会 及び 行政改革推進委員会 による検証・評価 | 総合評価 平成29年度以降の方針 A:現状のまま継続する B:内容・やり方を改善する・ 見直す C:内容・やり方、コストを改善・ 見直す D:休止・廃止する | | | |
|---------------|---------------------|-----------|------------------|-------------------|---------------------------------------|--|--|---|-------------------------|--|----------------|---------------------------------|--|--|---|--|--|------------------------------|-----------------|
| | | | | | | | | 視 点 別 評 価 | | | | | | | | | 視点別評価に基づく総括と今後の方向性等 | | |
| | | | | | | | | 目的妥当性評価 | | 有効性評価 | | 効率性評価 | | 事務事業の 終了・休止・ 縮小の条件、 可能性 | | | 見直し等が 必要と評価し た 視点別項目 | 改革・改善案 (改革等実現の ための課題等) | 今後の方針・担当課所による総括 |
| | | | | | | | | ① 政策体系との整合性 | ② 公共関与の妥当性 | ③ 対象・意図の妥当性 | ④ 成果向上の余地 | ⑤ 連携・統合の可能性 | ⑥ コストの削減余地 | | | | | | |
| ① 結びついて いる | ② 町が実施し なければならない | ③ 妥当である | ④ 成果向上の 余地はない | ⑤ 類似する事 務事業はない | ⑥ 削減の余地 はない | ⑦ 受益者負担 は求める必 要がない | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 27 | 118 | 75 | | 新規就農者等育成事業 (産業振興課・農政担当) | 町の新規就農者等の販売を 目的に営農している新規就農者、 規模拡大者、気象災害の被災者 に対し、予算の範囲内で補助金を 交付する。 | ・新規就農者3件 ・規模拡大者10件 | ① 結びついて いる ② 町が実施し なければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の 余地はない | ⑤ 類似する事 務事業はない | ⑥ 削減の余地 はない | ⑦ 受益者負担 は求める必 要がない | 農業人口 が増え、安 定した農業 経営が行え るようになった時 | | | 現状維持(従来通り実施) 小鹿野町の農業者を減らさな いようにする上で、継続事業とし て行っていきたい。この事業があ るので、他市町からの移住者も ある。 | 本事業は、農による創業 支援や移住促進に特に 有益な事業である。他へ の相乗効果や活性化に 資するので、PRの推進 や事業内容の拡充等に 努められたい。 | A 現状のまま継続する | |
| 4 | 27 | 116 | 76 | | 青年就農給付金事業 (産業振興課・農政担当) | 新たに農業経営を営もうとする青年等 で、以下に当てはまる者に給付金を給付 ①青年(原則18歳以上45歳未満) ②特定の知識・技能を有する中高年者(6 5歳未満) ③上記の者が役員の過半数を占める法 人(農業経営を開始して一定の期間(5 年)を経過しないものを含み、認定農業者 は含まない) | ・青年就農給付金受給者2 名 | ① 結びついて いる ② 町が実施し なければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の 余地はない | ⑤ 類似する事 務事業はない | ⑥ 削減の余地 はない | ⑦ 受益者負担 は求める必 要がない | 申請者が いなくなった とき。 | | | 現状維持(従来通り実施) 全額国庫補助であるが、当町 の新規就農者、及び新規住民等 を増やすには有益な事業である ため、継続事業としたい。 | 本事業は、農による創業 支援や移住促進に特に 有益な事業である。他へ の相乗効果や活性化に 資するので、PRの推進 や事業内容の拡充等に 努められたい。 | A 現状のまま継続する | |
| 4 | 27 | 117 | 77 | | 特定農山村地域活動支援事業 (産業振興課・農政担当) | ぼかし肥料講習会・両神 花卉共進会・味噌造り・その 他の事業実施 ぼかし肥料講習会・両神花卉共 進会・農業体験・味噌造り等行い、 小鹿野町の農業振興に努める。 | | ① 結びついて いる ② 町が実施し なければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の 余地はない | ⑤ 類似する事 務事業はない | ⑥ 削減の余地 はない | ⑦ 受益者負担 は求める必 要がない | | | | 現状維持(従来通り実施) この事業で、小鹿野町の農地 の遊休化を抑制効果もあるので 今後も、事業の維持していきたい。 たとえば、味噌造りを行うこと で、大豆の販売がかなり増加し ており、大豆栽培行う方も増えつ つある。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する | |
| 4 | 27 | 117 | 78 | | 遊休農地解消総合対策事業 (産業振興課・農政担当) | 遊休農地の有効利用を図る。 ・6次産業化商品展示会等出店 ・新規導入作物種苗購入 ・苗木購入補助(蜂屋柿、かぼす) | ・新規導入作物種苗購入 (宇宙芋、行者ニンニク) ・苗木購入補助(蜂屋柿200 本、かぼす90本) ・貸し農園運営 ・秩父はんじょう博出展 | ① 結びついて いる ② 委ねられる 可能性がある ③ 対象を見直 す必要がある | ④ 成果向上の 余地がかなり ある | ⑤ 類似する事 務事業はない | ⑥ 削減の余地 はない | ⑦ 現行の受益 者負担を見 直す必要が ある | 遊休農地 がなくなれ ば、休止・縮 小も可能 | ②民間等へ の委託等 を実施する ③対象・意 図を見直す ④内容・進 め方を見直 す | ⑦受益者負担を見直す 現在、意欲の差を深く検証せず に補助等を実施しているが、意欲 や投資効果を吟味したうえで事 業を実施することで、選択と集中 が図られ、有効な遊休農地解消 を目指すことができると考えられ る。意欲や投資効果を検討するう えでの基準づくりが必要である。 | 改善・見直しを進める 現在、一律に助成を行っている が、希望者の営農意欲や有効活 用が見込まれる遊休農地を選択 することで、明確な成果に結びつ けたい。 | 今後の方針・総括のとおり 改善・見直しに努められ たい。 また、種苗購入助成の成 果明確化、商品価値向上 や販路拡大が必要であ る。 | B 内容・やり方を改善する・ 見直す | |
| 4 | 27 | 117 | 79 | | 中山間地域等直接支払制度事業 (産業振興課・農政担当) | 集落ぐるみで一定以上の傾斜のある農 用地を耕作・維持管理することを条件に 国・県・町から集落へ交付金を支払う。 5年を1期とし、期毎に町と集落で結ぶ 集落協定の作成、毎年対象農用地の現 地確認や国・県への状況報告等を行っ ていく。 | 12集落に対し、3,929,849 円(町支出分は982,470円) を交付。国・県への状況報 告、集落協定の作成、協定 農用地の現地確認を行っ た。 | ① 結びついて いる ② 町が実施し なければならない ③ 妥当である | 成果向上の 余地がある 程度ある | ⑤ 類似する事 務事業はある が、統合・ 連携できな い | ⑥ 削減の余地 はない | ⑦ 受益者負担 は求める必 要がない | 集落の過疎 化や高齢化 により農地 の維持管理 が困難とな り事業に取 り組む集落 が減った場 合、縮小とな る。 | ④内容・進 め方を見直 す 事業のPR、地域説明会 等を行う。既に取り組んで いる集落に参加者を増や す方向ならば良いが、新規 の集落の場合は対象農用 地の規模や集落協定参加 者が十分に確保できるか よく検討する必要がある。 | 現状維持(従来通り実施) 農家の高齢化やリーダーの不在 により農地の維持が困難なこと から、既に対象農用地を減らした集 落・事業自体を止めた集落等が出 てきている。現状維持に努力が必 要なのが現状である。協定参加者 の世代交代や入れ替えも含めて規 模を現状維持したい。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|-------------------------------|--|---|---|--|---|---|---|--|---|----------------|
| 4 | 27 | 118 | 80 | 農協生産部会等助成事業 (産業振興課・農政担当) 小鹿野農協生産部会・両神園芸部会・両神花卉生産組合・両神農林産物直売所組合・JAちちぶ蒟蒻部会両神支部・小鹿野町特産振興組合・般若の丘直売所組合に補助金を交付し、各団体の活動を支援する。 | 各組合への補助金交付 | ① 結びついている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求めない | 生産団体の解散 | | 現状維持(従来通り実施) 本事業は各団体へ補助金を支出のみの事業となっているが、其の補助金が直接各団体の事業に結びついているため、現状では必要だが、これからは各団体の人数及び活動状況を再確認し補助額を見直す必要があると思われる。 | 収益状況などにより、補助額を見直す必要もあると思われる。 団体の活動状況を精査していくことが必要である。 | A 現状のまま継続する |
| | | | | 食用茸栽培育成事業 (産業振興課・林政担当) JAちちぶ農協小鹿野支部・両神椎茸組合に補助金を交付し、食用茸栽培事業の振興を図る。 | JAちちぶ農協小鹿野町支部・両神椎茸組合へ補助金(427,000円)を交付した。 | ① 結びついている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求めない | 椎茸栽培農家の衰退により終了・休止・縮小が考えられる。 | 高齢化が進み小鹿野町の農業が発展するには、新規就農者の確保が必要と考える。また、農業する上で、補助金を活用して農業経営の発展を進めるべきである。農業経営の発展のため、販売するための販路拡大や高い金額による商品買取が必要と考える。 | 現状維持(従来通り実施) 小鹿野町の農業発展に寄与するためには補助事業は必要と考える。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する |
| | | | | 有害鳥獣駆除実施事業 (産業振興課・林政担当) 農林業等の鳥獣対策事業・防護柵設置費補助金・有害鳥獣の捕獲委託・有害鳥獣捕獲器等の購入 | 有害鳥獣駆除の従事者証交付、狩猟者登録補助金等交付、個体分析調査、防護柵等設置費補助金交付、有害鳥獣捕獲業務委託5支部、長若地域鳥獣害対策協議会補助金支給、猟銃用火薬類無許可譲受票発行手数料負担 | ① 結びついている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求めない | ④内容・進め方を見直す 電気柵を個人で設置する時から、地域全体を柵で囲んでしまうことを考えることも必要と思われる。また、耕作放棄地となり、草刈りができない土地や空家は獣が生活しやすい状態を作っている。行政が立ち入ることができない部分であるが、農地の有効利用を考えたい。有害鳥獣捕獲をするのが狩猟者の減少・高齢化により捕獲した後の処分が大きな問題となっている。捕獲・殺処分は埋葬となり、穴を掘る労力が多くなっている。また、シビエとあるが捕獲数が多すぎて処理できない状態が進んでいる。焼却処分を今後考慮しない状態がなくなる可能性がある。1市4町で獣専用の焼却処分場建設が必要あらゆる種類の鳥獣が、豊かな自然環境の中で、適正な数を保って生息できるように、適切な個体数を管理することが求まっている。また、鳥獣を捕獲するばかりでなく、その生息環境の保全や保護増殖を図ることも求められる。 | 来年度、改善・見直しを実施する 今後も有害鳥獣被害は増加するため、補助事業を継続する必要がある。 小鹿野町では、天然記念物のカモシカが目撃情報が頻繁になってきている。国や県にカモシカが増加している現況を報告していきたい。 | 被害状況も深刻で、マンパワー面や駆除後対策など困難な課題が多い。重要施策であるため、より効果的な事業内容と執行に努められたい。 | B 内容・やり方を改善する・見直す | |
| 再生可能エネルギー推進事業 (産業振興課・自然エネルギー担当) 木質バイオマス等に関し、資源の状況や再生可能エネルギー活用方法など事業の可能性に関する調査・研究 | 木質バイオマス利活用の事業化の可能性を調査 | ① 結びついている ② 委ねられる可能性がある ③ 意図を見直す必要がある | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求めない | ②民間等への委託等を実施する ③対象・意図を見直す ④内容・進め方を見直す | 現段階では有効な調査研究結果が出ていないため、他方面からの研究を進める。調査研究のための体制作りを整える。 | 改善・見直しを進める 木質バイオマス利活用のための研究をさまざまな角度から進め、事業化への可能性を探りたい。 | 成果が期待できるのか、効果的な事業であるのか明確な見通しに基づいた事業化が必要である。 | B 内容・やり方を改善する・見直す | | | | |
| 森林管理道等維持管理事業 (産業振興課・林政担当) 町が管理している、45路線の森林管理道の保全並びに車両等の通行の安全の確保及び利用の円滑化を図る。 | 森林管理道の修繕、草刈、除雪、土砂撤去等の実施 | ① 結びついている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 森林管理道が廃止になった場合、生活林道としての用途が無くなり、かつ、森林施業の可能性も無くなった場合 | 現状維持(従来通り実施) 今後も適正な森林管理道の維持管理に努めていきたい。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する | | | | | |
| 森林管理道改良事業 (産業振興課・林政担当) 既設森林管理道の輸送力の向上と通行の安全確保を図るため、その局部的構造の質的向上を図るほか、自然環境の保全等、最近の社会的な要請に対応するために行う事業 | 森林管理道の局部的な改良や法面の保全工事を実施 ・改良工事件数 4件 ・事業費 4,903,200円 | ① 結びついている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 事業費の削減余地がある ⑦ 受益者負担は求めない | 町管理の森林管理道である以上、終了はできないが、種々要望がないレベルまで森林管理道の質的向上が図られた場合、縮小できる。 | ⑥事業費・人件費を見直す 工事を設計するの当たり、数種類の工法を検討し、最低価格になる工法を決定する。職員の知識、技能の向上。工事費積算が各工種、エクセルを利用した積み上げであり、練度が上がるまでに時間がかかるため、積算システムを導入し、積算の手間を省き、熟練者でなくても積算できるようにしたい。 | 改善・見直しを進める 今後も改良工事を適正に執行することにより、森林管理道の通行の安全を確保したい。 | 今後の方針・総括のとおり改善・見直しに努められたい。 | B 内容・やり方を改善する・見直す | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|-----|----|---|--|---|--|--------------------------------------|--|--|--|---|--------------------------|
| 4 | 28 | 116 | 85 | 森林管理道舗装事業 (産業振興課・林政担当) 沿線に人家がある林道や、通行量の多い林道及び通行安全の確保が必要な林道を舗装する事業 | 森林管理道の舗装の新設・打換工事を実施 ・工事件数 2件 ・事業費 17,172,000円 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求めない | 生活林道も多いことから、廃止の可能性は無いが、有効性、効率性を高めるためには事業を実施する路線を厳選する必要がある。 | 生活林道が多い上に、既設舗装箇所については、厚さが4cmしか無いこと、急勾配が多いことから、舗装が痛みやすく、舗装打換工事の要望も多いことを踏まえつつ、舗装工事の有効性、効率性を考慮し、事業実施の路線を厳選する。 | 現状維持(従来通り実施) 今後も未舗装や痛みの激しい森林管理道の舗装工事を実施し、生活道の安全の確保や森林へのアクセス向上を目指したい。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する |
| 4 | 28 | 116 | 86 | 県営森林管理道開設事業 (産業振興課・林政担当) 県営森林管理道の開設に伴う用地測量・用地買収を実施し、森林管理・森林整備及び林産物搬出に使用する基幹施設として森林管理道を整備する。 | 用地測量、用地買収を実施 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 用地測量から用地取得まで県で実施してもらえれば事業は終了となる。 | ④内容・進め方を見直す 地権者への丁寧な説明を行い、事業への理解が深まるよう努力する。 | 現状維持(従来通り実施) 開通まで残り少なくなった延長の事業推進を図る。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する |
| 4 | 29 | 123 | 72 | 街並み修景整備補助事業 (おもてなし課・商業担当) 歴史と風土を活かした景観整備を図るため、建造物の新築、改築及び修景施設の整備に要する経費に補助金を交付し、魅力ある景観づくりを促進する。 | なし | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業があり、統合・連携の可能性がある | ⑥ 事業費の削減余地がある ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 補助対象となる建物の外観作りは強制できないため、施主の考え方や趣味等により、様々な建物が増えてきた場合は、この事業は不要 | ③対象・意図を見直す ⑤他事業との統合・連携を実施する ⑥事業費・人件費を見直す | 事務事業終了 市街地を対象とした補助制度で、街なみを維持していくには必要な事業であるが、義務的的制度ではないため、申請せず別様式の建物に改修、建築することも可能であり、対象となる商店等の廃業等が増加していくと、この事業の効果も薄れてしまう。また、この制度の申請自体も数年に一度という現状から、住宅リフォーム事業に一本化し現在対象となる市街地建物の外観に限って補助額を変える等に対応可能である。 | 新たな市街地等振興策等も検討されたい。 | D 休止する |
| 4 | 30 | 125 | 87 | 工業導入対策事業 (産業振興課・工業担当) 適正な企業立地を促進するために必要な優遇措置を講ずることにより、企業誘致を推進し、町の発展と雇用の増大を図ることを目的とする。立地企業に対しては、交付要件を満たす場合は、施設奨励金、雇用促進奨励金、法人町民税奨励金、水道加入金相当額奨励金、また、当該立地企業用地を賃貸借契約により提供した土地所有者に対しては企業誘致奨励金を交付する。 | 企業誘致案内パンフレットを作成し、企業訪問、商工会等を通して企業への配布、庁舎窓口等へ設置し周知した。 ・施設奨励金交付1件 ・雇用促進奨励金交付1件 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求めない | | ④内容・進め方を見直す 本事業の周知や企業訪問等の訪問回数を増やす。 | 改善・見直しを進める 本事業は産業振興及び雇用の増大を図るだけでなく、町の活性化にも繋がる有益な事業である。企業等へ訪問し、周知するとともに情報の把握に努めるようにしていきたい。 | 企業誘致は、町の活性化等に最も影響が大きい事業であるため、今後の方針・総括のとおり改善・見直しに努め、積極的に推進されたい。 | B 内容・やり方を改善する・見直す |
| 4 | 31 | 129 | 67 | 小鹿野両神観光協会補助事業 (おもてなし課・観光担当) 小鹿野両神観光協会への補助金の交付。観光PR事業の展開(各種パンフレット・ポスター等の作成、登山・ハイキングマップの作成、観光カレンダーの作成・販売、各種観光イベントの開催・協力、小鹿野春まつり・鉄砲まつり観光懇談会の開催)。青年部(ちよこつともてなし隊)への活動協力 | 観光協会HPの管理。両神山開閉山式・花まつり(花しょうぶ・福寿草・節分草)・丸神の滝紅葉まつり・ヤマメ稚魚放流事業の開催。他団体観光PR事業への参加(大宮駅、秩父夜祭等)。観光パンフレット作成(花しょうぶ園、ダリア園、尾ノ内渓谷、おがの化石館、総合パンフ、節分草園、早春の花)。観光ポスター作製(ダリア園、鉄砲まつり、尾ノ内氷柱、小鹿野春まつり)。のぼり旗・案内用横断幕作成。観光カレンダー作成・販売 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 観光協会自体が法人化されていないため、今後も補助が必要であり、終了等できない。 | ④内容・進め方を見直す 外国人観光客(インバウンド)にも力を入れていくことで、より多くの入込観光客の増加に繋がられる。 | 現状維持(従来通り実施) 町の観光体制の強化や観光PRには、現状の補助が引き続き必要である。 | 観光協会は、町(事務局)と一体的な組織である。さらなる観光振興・組織強化のため、一般社団法人化として独立させることも検討すべきある。その場合の予算面の拡充は可とすべきである。廃校利用の観光事業アイデア等も検討されたい。 | A 現状のまま継続する |
| 4 | 31 | 130 | 68 | ふるさとまつり開催事業 (おもてなし課・観光担当) 地域をより住みやすく、生きがいのある地域にするため「ふるさとまつり」を実施する。「ふるさとまつり」を通じて、伝統ある郷土文化を紹介し、さらに特産物の宣伝、消費の拡大を図り、都会の人々との交流を深めると共に、ふるさと「りょうかみ」の良さを共に味わい、意義あるまつりとするための行事を計画実施する。本事業は、両神ふるさとまつり実行委員会が主催し、関係諸団体の協力を得てその運営にあたる。 | 産業団体等特産品販売・特産味自慢グルメコーナー ふるさと民俗芸能まつり、ふるさとまつり音楽祭、商工祭 各種啓発・展示コーナー、文化作品展 | ① 結びについている ② 委ねている ③ 対象・意図を見直す必要がある | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はあるが、統合・連携できない | ⑥ 事業費の削減余地がある ⑦ 今後、受益者負担を求める必要がある | | ③対象・意図を見直す ⑥事業費・人件費を見直す ⑦受益者負担を見直す ふるさとまつりが実施される11月(秋季)は、郷土芸能祭、健康まつりなど、多くのイベントが開催される時期であり、地域での伝統行事も数多く行われる時期であることから、他のイベントとの統合を検討すべきと考えられる。おのおのイベントの歴史や成り立ちがあり、多くの町民が関わっていることから、統合や廃止を考慮する場合は、関わっている住民の意思統一を図ることがもっとも大きな障害と考えられる。 | 改善・見直しを進める ふるさとまつりも平成28年度の開催で40回目となった。毎年、歌謡ショーや獅子舞などの郷土芸能の発表など、内容の見直しが行われないまま実施されているので、見直しの時期に来ていると思われる。 | 町最大規模のイベントであるので、発展的な改善・見直しに努められたい。 | B 内容・やり方を改善する・見直す |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|-----|----|--|--|---|-----------------------------------|-----------------------------------|---|---|--|--|----------------------------|--------------------|
| 4 | 31 | 129 | 69 | 観光振興団体育成事業 (おもてなし課・観光担当) 町内の観光振興団体が実施する事業に要する経費を補助することにより、本町の観光まちづくり(地域が主体となって、自然、文化、歴史、産業など、地域のあらゆる資源を生かすことによって、交流を振興し、活力あふれるまちを実現するための活動)や観光振興を推進することを目的とする。 そのための補助金を交付し、補助金の額は、補助対象事業経費の70%、毎年度100万円以内とする。なお、補助金交付を受けようとする地域及び団体は、3箇年間継続して本補助事業を行わなければならない。 | ・平成27年度補助金交付団体数:5団体 ・平成27年度補助金交付金額:2,084,000円 ・広報おがのに掲載し、補助金申請団体を募集した。 | ① 結びついている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 補助申請団体がなくなれば終了 | | | 現状維持(従来通り実施) 本補助金の交付団体は年々増加傾向にあり、補助団体の対象地域では観光を盛り上げて行こうという基礎が出来つつある。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する |
| 4 | 31 | 128 | 71 | 国民宿舎運営補助事業 (おもてなし課・観光担当) 国民宿舎両神荘施設の老朽化した箇所等の修繕に当てる費用を補助金として交付している。 現在、埼玉県唯一の温泉付き国民宿舎として営業を続け、町の観光の中心的な役割を果たしている。 | 浄化槽改修工事、露天風呂改修工事に充当するため10,000千円を支出した。 | ① 結びついている ② 委ねられる可能性がある ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 今後、受益者負担を求める必要がある | ②民間等への委託等を実施する ④内容・進め方を見直す ⑦受益者負担を見直す | 早急に、プロジェクト等を立ち上げ、国民宿舎を町で維持・管理・運営していく必要があるのか、方向性を決める。老朽化している施設をそのまま民間等に委託できるのか、改修は必要となるのではないかと。すべて改修してからの委託では改修費用が膨大となってしまう。 | 改善・見直しを進める 早急に、プロジェクト等を立ち上げ、国民宿舎を町で維持・管理・運営していく必要があるのか、方向性を決める。 | 今後の方針・総括のとり改善・見直しに努められたい。 | C 内容・やり方、コストを改善・見直す | |
| 4 | 31 | 127 | 73 | 森のいやし効果促進事業 (おもてなし課・観光担当) 里山案内人「よつてがっせえ」により、里山ウオーク(①丸神の滝コース②四阿屋山コース③四季の道コース④札所32番一周コース)の説明案内 | 里山案内人が、町内で行われる事業への協力(チャレンジデー、路地ST.)やおもてなし観光公社商品、一般観光客への説明や案内を行う。 | ① 結びついている ② 委ねられる可能性がある ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 現行の受益者負担を見直す必要がある | ②民間等への委託等を実施する ④内容・進め方を見直す | 案内内容の充実や周知方法により、事業向上の余地はある程度見込まれる。案内人のスキルアップや内容の充実により、利用者の満足度を上げれば、案内料を上げることもできる。 | 改善・見直しを進める 当初の目的とずれが生じてきているので、いったん事業を終了し、新たに、観光ガイドボランティアを立ち上げ、町の天然記念物や自然・史跡などを観光客に案内できる事業を立ち上げる。 | 今後の方針・総括のとり改善・見直しに努められたい。 | B 内容・やり方を改善する・見直す | |
| 4 | 99 | 999 | 63 | 小口融資資金対策貸付金利子補給事業(おもてなし課・商業担当) 商工業施設設備の整備拡充、経営改善等のために、町の融資あっせん規則により資金を借り入れた年利子支払額の30%を利子補給するものである。融資あっせんの資金を金融機関に預託する。 | 金融機関への預託金として600千円支出した。 | ① 結びついている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求めない | 事業資金の借り入れをしやすくする事業であり、現状では休止縮小はできない。 | この制度に関連する町の融資あっせんによる資金の借入がないため、利子補給制度の利用者もいない。制度内容全体の精査が必要 | 現状維持(従来通り実施) 現状での制度利用者はいないが、町内事業者の振興のため、従来通り実施することは必要であるが、見直し等おこなう場合は、金融機関等と協議しながら進めることも必要である。 | 制度利用がほとんどない状況である。利用促進のための利子補給率の上乗せや積極的なPR、また、わかりやすい制度名(通称名)への変更なども検討されたい。 | A 現状のまま継続する | |
| 4 | 99 | 999 | 64 | 小口融資資金対策完済者信用保証料補助事業(おもてなし課・商業担当) 町であっせんする小口融資制度利用者が埼玉県信用保証協会に対して支払う保証料について、契約通り期限内に完済した者に対し保証料全額を補助する。 | 補助申請なし | ① 結びついている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求めない | 事業資金の借り入れをしやすくする事業であり、現状では休止縮小はできない。 | | 現状維持(従来通り実施) 現状での制度利用者はいないが、町内事業者の振興のため、従来通り実施することは必要であるが、見直し等おこなう場合は、金融機関等と協議しながら進めることも必要である。 | 制度利用がほとんどない状況である。利用促進のための利子補給率の上乗せや積極的なPR、また、わかりやすい制度名(通称名)への変更なども検討されたい。 | A 現状のまま継続する | |
| 4 | 99 | 999 | 65 | 中小企業資金対策貸付金利子補給事業(おもてなし課・商業担当) 日本政策金融公庫の国民生活事業の中小企業を対象とした融資制度資金を借入した場合、町が年利子支払額の15%の利子補給(10万円上限)を実施する。 | ・申請件数176件 ・支払額1,673,186円 | ① 結びついている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求めない | 事業資金の借り入れをしやすくする事業であり、現状では休止縮小はできない。 | | 現状維持(従来通り実施) 現状では、毎年補助申請もコンスタントに出ており、従来通り実施することで効果が出ている。今後利子補給率の割合について見直しを図る場合は、商工会等と協議しながら進める必要がある。 | 制度利用がほとんどない状況である。利用促進のための利子補給率の上乗せや積極的なPR、また、わかりやすい制度名(通称名)への変更なども検討されたい。 | A 現状のまま継続する | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|-----|----|---|--|-----------------|--------------|------------|-------------------------------|--|--|--|--|--------|--------------------|---------------|------------------|
| 4 | 99 | 999 | 66 | 商工関係団体等補助金交付事業 (おもてなし課・商業担当) 商工関係団体の活動を支援するため、西秩父商工会、バンビサービス協同組合及び七夕フェスティバル実行委員会に補助金を交付し、各種事業が円滑に実施できるよう支援する。 | 西秩父商工会6月に6,000千円の交付バンビサービス協同組合8月に580千円交付。七夕フェスティバル実行委員会は9月に900千円交付 | ① 結びついている | ④ 成果向上の余地はない | ⑥ 削減の余地はない | 商工会等への支援の必要がなくなれば、本事業は必要なくなる。 | | | | 現状維持(従来通り実施) 本事業は各団体への補助金を支出するのみの事業となっており、其の補助金が直接事業に結びついているため、各団体の財政状況等により見直しを図る可能性もあるが、現状では従来通り実施していくことが必要と思われる。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する | | |
| | | | | | | ② 町が実施しなければならない | | | | | | | | | | ⑤ 類似する事務事業はない | ⑦ 受益者負担は求める必要がない |
| | | | | | | ③ 妥当である | | | | | | | | | | | |

事務事業評価結果一覧表(政策No.5:人口を増加させ、住民が生き生きと暮らす活気あふれるまちづくり)

平成29年3月

| 総合振興 計画上の 政策体系 | 政 策 No. | 基本 施策 No. | 基本 事業 No. | 事務 事業 No. | 事務事業名 (担当課所・担当係名) 事業概要 | 平成27年度の 事業実績内容 | 担 当 課 所 に よ る 評 価 | | | | | | | 総合振興計画審議会 及び 行政改革推進委員会 による検証・評価 | 総合評価 平成29年度以降の方針 A:現状のまま継続する B:内容・やり方を改善する・ 見直す C:内容・やり方、コストを改善・ 見直す D:休止・廃止する | | | |
|----------------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|---|--|---|------------------|------------|--|--|---|--|---|---|--------------------------------------|------------------------------|-----------------|
| | | | | | | | 視 点 別 評 価 | | | | | | | | | 視 点 別 評 価 に 基 づく 総 括 と 今 後 の 方 向 性 等 | | |
| | | | | | | | 目的妥当性評価 | | 有効性評価 | | 効率性評価 | | 事務事業の 終了・休止・ 縮小の条件、 可能性 | | | 見直し等が 必要と評価し た 視点別項目 | 改革・改善案 (改革等実現の ための課題等) | 今後の方針・担当課所による総括 |
| | | | | | | | ① 政策体系との整合性 | ④ 成果向上の余地 | | ⑥ コストの削減余地 | | | | | | | | |
| ② 公共関与の妥当性 | ③ 対象・意図の妥当性 | ⑤ 連携・統合の可能性 | ⑦ 受益者負担適正化余地 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 5 | 52 | 91 | | 町営住宅管理事業 (建設課・町営住宅担当) ①公営住宅等ストック総合改善事業 小鹿野町公営住宅等長寿命化計画に基づき実施。計画では施設が継続的な使用ができるよう外壁等の改修を行う。 ②町営住宅維持管理事業 住宅の適切な維持管理を行うために必要な手配、支払、借地の継続契約、火災共済の加入、浄化槽管理、及び家賃徴収を行う。 | 平成27年度新規入居者23件(内公募9件)、公募住宅については、広報に掲載し募集を行った。比較的古い住宅については随時募集で行っている。 | ① 結びついている ② 委ねられる可能性がある ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある | ⑥ 削減の余地はない | ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 民間経営による低所得者向け賃貸住宅はほとんどない状況から、公共事業としての低所得者向け賃貸住宅の提供は今後必要とされ、終了することはない。ただし、著しい人口の減少と管理する住宅戸数から、空き家の増加が大きくなれば、町営住宅事業も縮小する必要がある。 | ②民間等への委託等を実施する ④内容・進め方を見直す | 国では、優良な民間住宅を公営住宅として供給する新たな手法を推進している。また、指定管理者制度を導入し、より幅広い住宅施策を展開する方法もある。しかし、町内の民間賃貸住宅は老朽化している住宅も多く、優良な住宅のストックが困難であり、指定管理者制度については、大規模に住宅を抱える自治体での導入事例はあるが、町の住宅規模ではメリット・デメリットを精査したうえで導入を検討すべきである。家賃滞納対策としては、コンビニ納付などの多様な納付手段の導入により家賃滞納の解消を図る。町内の民間賃貸住宅は、老朽化している住宅が多く、優良な住宅のストックは難しい。また、近隣の自治体でも事例が無く、ノウハウを取得するもの難しい。指定管理者制度については、大規模に住宅を抱える自治体での導入事例はあるが、町の住宅規模ではメリットをよく検討したうえで導入を検討すべきである。 | 現状維持(従来通り実施) 住宅管理の主な問題点は①家賃の滞納、②空家対策、③老朽化対策である。これらの対策には、多額の施設整備費と時間、労力が必要となり、現状では滞納対策と、健全な財政支出のもと修繕をしていくこととなる。また、特記事項として入居希望者の住環境評価は、施設のハード分野だけでなく、人とのつながりといったソフト分野が高まっており、より良い人との中で生活することを望んでいる。このため住民参加による生活支援システムの確立が、満足度の高い住生活を実現していく上で重要とされる。 | 豊団地をはじめとして緊急時の車両侵入困難な町営住宅も多いので、環境整備や建替えなど適正に推進されたい。 | A ----- 現状のまま継続する | | |
| 5 | 5 | 52 | 92 | | 町営住宅修繕事業 (建設課・町営住宅担当) ①公営住宅等ストック総合改善事業 小鹿野町公営住宅等長寿命化計画に基づき実施。計画では施設が継続的な使用ができるよう外壁等の改修を行う。 ②老朽化住宅撤去事業 老朽化が進み政策空家となった住宅を除去することにより適正な管理を推進する。 ③住宅用煙感知器の設置 約10年前設置の煙感知器が耐用年数を向かえることにより順次交換を行う。 | ①般若団地外部改修工事の実施、2棟5,832,000円、国庫補助金2,496,000円 ②老朽住宅撤去、下三ツ橋団地5件、南町裏団地6軒解体した。3,709,800円 ③住宅用煙感知器の設置事業、140個設置737,856円、補助金(火災共済機構)280,000円 | ① 結びついている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある | ⑥ 削減の余地はない | 年々老朽化する町営住宅は修繕箇所が増え、町営住宅の適正な維持管理には修繕事業は継続的に行う。 | ④内容・進め方を見直す | 学校や商業地域に遠い住宅では子育て世代・高齢者等に不便であり、申し込みも少ない。また、バリアフリーに対応した住宅も求められていることから、町営住宅は既存住宅の改修工事だけでなく、整理、統合により低所得者層の住宅のニーズに即した施設整備を推進する。 課題としては、町営住宅用地の確保が困難であることや現入居者の移転補償、人口減少などがある。解決策① 民間賃貸住宅の活用:民間賃貸住宅の空住戸を有効活用する。公営住宅整備基準に適合しているなど優良な住宅ストックを活用する。 ②住替え:老朽化した住宅から既存住宅への住替え。 | 現状維持(従来通り実施) 町営住宅の老朽化対策を含めた整理、統合の検討については、今後の小鹿野町の人口流入を見極めた上で検討が必要となり、現状としては、保有する町営住宅を町財政の健全な支出に即して今後も町営住宅の維持管理を進める。 | 豊団地をはじめとして緊急時の車両侵入困難な町営住宅も多いので、環境整備や建替えなど適正に推進されたい。 | B ----- 内容・やり方を改善する・見直す | | | |
| 5 | 35 | 134 | 97 | | 議会だより発行事業 (議会事務局・書記) 議会だよりを各定例会後に発行し、町内全世帯に配布する。議会ホームページにも掲載する。 | 議会だよりを各定例会後に発行し、町内全世帯に配布した。議会ホームページにも掲載した。議会ホームページにも掲載した。議案等について、審議結果を掲載するとともに、各議員の一般質問を各議員が要約し掲載した。 | ① 政策体系外の事務事業である ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある | ⑥ 削減の余地はない | ⑦ 受益者負担は求める必要がない | ④内容・進め方を見直す | 町民が読みやすく、また、関心を持ってもらう紙面にするため、現在の単色刷りから二色刷りに変更する。 | 来年度、改善・見直しを実施する 議会だよりを二色刷りにすることにより、町民に関心を持って読んでいただくことにより、議会活動を知っていただくことにより、議会に関心を持っていただき、さらには信頼される議会を目指す。 | 今後の方針・総括のとおり改善・見直しに努められたい。 | B ----- 内容・やり方を改善する・見直す | | | |
| 5 | 36 | 136 | 11 | | 公平委員会事務 (総合政策課・財政担当) 地方公務員法に基づき、以下の3事業を実施 1. 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、必要な措置を実施・勧告 2. 職員に対する不利益処分についての不服申し立てに対する審査請求の裁決又は決定・是正指示 3. 管理職員等の範囲に関する事務など 現在の公平委員の任期は、平成25年11月9日～平成29年11月8日 | ・定例会1回(11月) ・公平委員会規則の改正(書面審査により実施) | ① 結びついている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない | ⑥ 削減の余地はない | 地方公務員法等に基づく事務であるため、法制度の改正等により、不要となれば終了する。 | | 現状維持(従来通り実施) 地方公務員法に基づき設置されている委員会の事務であるので、法制度の改正等により不要となれば終了するが、それが無い限り継続して実施していく。 | 特に意見なし | A ----- 現状のまま継続する | | | | |
| 5 | 36 | 138 | 9 | | 予算編成事務 (総合政策課・財政担当) 予算編成事務は、例年11月～12月にかけて各課からの予算要求に対し、1月から査定を実施する。 歳入は町税などの自主財源をベースに積み上げ、交付税の仮算定、起債の充当、基金の繰入金を調整する。 歳出は、平成28年度から実施の事務事業評価を参考にしながら、真に必要な経費かを見極め、歳入に見合った歳出とし、歳入歳出均衡の取れた予算編成を実施する。 | ・予算編成方針の作成及び庁内説明会(11月) ・予算見積書の入力/提出(11月12日～12月17日) ・事務査定(1月5日～1月15日)、町長査定(1月19日～28日) ・予算書の調整・作成・印刷(2月12日校了、22日納品) | ① 結びついている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある | ⑥ 削減の余地はない | | ④内容・進め方を見直す | 今後、各施策ごとに事務事業評価を実施していくので、事務事業評価シートと予算要求の内容が連動していく必要がある。現在では一部の事務のみ評価していく予定であるので、今後対象となる事務事業を拡大していった場合に予算編成の仕組みを大幅に変更していく必要がある。 現在の財務会計システムの運用が平成31年度までのリースであるので、今後システムのリニューアルするときには、事務事業評価と一体となるシステムの構築が望まれる。 | 現状維持(従来通り実施) 地方自治法に基づく、自治体運営の根幹的な事務であるので、今後も継続して実施していく。 | 特に意見なし | A ----- 現状のまま継続する | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|-----|----|--|---|--|--|--------------------------------|---|---|--|--------------------------|--------------------|
| 5 | 36 | 138 | 10 | 地方債管理事務 (総合政策課・財政担当) (1) 町で計画している建設事業等を行うのに必要な資金を調達するための町債の借入 (2) 当該年度における小鹿野町の不足財源を補填するための町債の借入 | (1) 「辺地に係る総合整備計画」及び「新町建設計画」に基づく森林管理道整備事業や町営バス購入事業、消防施設建設事業等を行うため辺地対策事業債、合併特例事業債の借入を実施 (2) 平成27年度の臨時財政対策債の借入を実施 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 町財政の改善が図られ、建設事業等を実施するにあたり地方債を借り入れる必要がなくなり、また現在償還している町債の償還事務が終了した場合、事業の廃止は可能である。 | | 現状維持(従来通り実施) 建設事業等における事業費は幅広い世代から公平に負担されるべきものであり、町債の発行の増減は世代間の負担のバランスを崩すことになるため現状維持が妥当と思われる。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する |
| 5 | 36 | 138 | 13 | 入札・契約事務 (総合政策課・契約担当) 各課から依頼された建設工事(予定価格130万円超)、業務委託(予定価格50万円超)、物品購入(予定価格80万円超)等の入札・契約を関係法令等に基づき、適正に執行する。 | 各課から依頼された建設工事、業務委託、物品購入等の入札・契約を行う。 ・入札件数 建設工事56件、業務委託21件、物品購入21件 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はあるが、統合・連携できない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求める必要がない | ④内容・進め方を見直す 電子入札システムによる一般競争入札(事後審査型)の導入をはかることにより、さらなる競争性を高めることができると思われる。 一般競争入札(事後審査型)実施要綱を作成する必要がある。 | 改善・見直しを進める 価格の競争性を維持しつつ、地元業者育成に配慮するためには、地域要件に制限を加えた一般競争入札を導入し、最低価格に対する調査基準価格を設定することが望ましいのではないか。 | 今後の方針・総括のとおり改善・見直しに努められたい。 | B 内容・やり方を改善する・見直す | |
| 5 | 36 | 138 | 14 | 軽自動車税賦課事務 (税務課 住民税・国保税担当) 賦課期日(4月1日)現在、小鹿野町に主たる定置場がある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者に軽自動車税を課税する。随時、原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録・廃車の受付を行う。 | ・納税通知書作成・発送事務(5月) ・免除申請受付、決定処理事務 ・原動機付自転車等登録、廃車受付事務 ・軽自動車の登録、廃止に伴う異動処理事務 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求める必要がない | 地方税法に軽自動車税が定められている限り廃止できない。 | 現状維持(従来通り実施) 適正課税、収納率向上に努め、自主財源の確保を図る。 | 自主財源確保のため、今後も適正課税と収納率の向上に努められたい。 | A 現状のまま継続する | |
| 5 | 36 | 138 | 15 | 町県民税賦課事務 (税務課 住民税・国保税担当) ・課税データ作成、内容精査、税額計算、賦課決定、納税通知書発送(4月～6月) ・家屋敷課税調査及び賦課決定、他市町村被扶養者所得照会(7月～12月) ・期限後申告及び修正申告等による町県民税の修正(通年) ・平成28年度町県民税申告書送付、町内4会場での申告相談受付、町県民税の修正、課税データ作成(1月～3月) | ・課税データ作成、内容精査、税額計算、賦課決定、納税通知書発送(4月～6月) ・家屋敷課税調査及び賦課決定、他市町村被扶養者所得照会(7月～12月) ・期限後申告及び修正申告等による町県民税の修正(通年) ・平成28年度町県民税申告書送付、町内4会場での申告相談受付、町県民税の修正、課税データ作成(1月～3月) | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求める必要がない | ④内容・進め方を見直す 来年度以降は法定調査やシルバー人材センターの配分金等の収入を調査し、呼出し申告や職権課税を行う。法定調査を精査し、未申告状態の収入を見極めることや、小鹿野町シルバー人材センターとの調整が必要であるため、それらを実施している他市町村に情報提供求めて実施していく。 | 来年度、改善・見直しを実施する 適正課税、収納率向上に努め、自主財源の確保を図る。 | 自主財源確保のため、今後も適正課税と収納率の向上に努められたい。 | A 現状のまま継続する | |
| 5 | 36 | 138 | 16 | 固定資産税賦課事務 (税務課 固定資産税担当) 賦課期日(1月1日)における固定資産(土地、家屋、償却資産)に対し、地方税法及び固定資産評価基準に基づいて適正に評価・計算を行い、固定試算の所有者に固定資産税を賦課する。 | ・平成27年度固定資産の価格等の登録、納税通知書の発送、土地価格等縦覧帳簿の縦覧(4月) ・平成27年度分固定資産の価格等の概要調査報告書(6月) ・標準宅地の時点修正(7月) ・平成28年度総評価見込み(11月) ・平成28年度償却資産申告書の送付、受付 ・平成28年度課税データの作成 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求める必要がない | 法令に基づく事務であり、休止・廃止はない。 | 現状維持(従来通り実施) 適正課税、収納率向上に努め、自主財源の確保を図る。 | 自主財源確保のため、今後も適正課税と収納率の向上に努められたい。 | A 現状のまま継続する | |
| 5 | 36 | 138 | 17 | 固定資産評価替事業 (税務課 固定資産税担当) 租税負担の公平かつ適正課税のため、固定資産評価業務を実施する。 ○土地評価業務 ・状況類似地区見直し ・標準宅地の見直し ・地価形成要因調査 ○家屋棟番号特定 ・棟番号机上特定 ・不明家屋現況調査 ・家屋図データ作成 | 平成30年度固定資産評価替えに向けて、固定資産評価に係る業務を委託した。 ○平成27年5月 固定資産税評価業務委託: 17,258,400円 (随意契約)契約期間:平成27年5月28日～平成28年3月25日 ○平成27年8月 固定資産税土地評価に係る状況類似地区及び標準宅地見直し業務: 464,400円 (随意契約)契約期間:平成27年8月26日～平成28年3月25日 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求める必要がない | 法令に基づく事務であり、休止・廃止はない。 | 現状維持(従来通り実施) 適正課税、収納率向上に努め、自主財源の確保を図る。 | 自主財源確保のため、今後も適正課税と収納率の向上に努められたい。 | A 現状のまま継続する | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|-----|----|---|---|--|--|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|---|---|---|----------------------|
| 5 | 36 | 138 | 18 | 国民健康保険税賦課事務 (税務課 住民税・国保税担当) 国民健康保険被保険者の所得、資産、加入者数等を基に国民健康保険税の賦課決定・変更を行い納税通知書を発送する。 | ・税通知書の作成・発送(6月) ・毎月の異動・変更処理 ・過年度分の賦課・更正 ・転入者の所得照会(前市町村) ・国保税条例の改正 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はあるが、統合・連携できない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 現行の受益者負担は適正である | 国民健康保険財政を健全に維持するため、終了・休止・縮小はできない。 | | | 現状維持(従来通り実施) 国民健康保険財政を健全に維持するためには現状を維持する必要がある。 | 自主財源確保のため、今後も適正課税と収納率の向上に努められたい。 | A 現状のまま継続する |
| 5 | 36 | 138 | 19 | 法人町民税賦課事務 (税務課 住民税・国保税担当) ・町内に事務所、事業所を有する法人等に対し、事業年度終了に合わせ、(決算月の翌月)申告書を送付する。 ・申告に基づき、歳入調定を行う。 ・法人の設立、変更、廃止届の受理 | ・申告書の送付 ・申告、更正、県税からの通知を基にデータ入力、調定を実施 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求める必要がない | 法人町民税の廃止がない限り廃止できない。 | | | 現状維持(従来通り実施) 適正課税、収納率向上に努め、自主財源確保を図る。 | 自主財源確保のため、今後も適正課税と収納率の向上に努められたい。 | A 現状のまま継続する |
| 5 | 36 | 999 | 35 | 審査・支払事務事業 (会計課・審査担当) 支出命令書等の帳票について、予算の範囲内であること、歳出科目や金額に誤りがないこと、法令や契約に違反がないことなどを確認・審査し、支出行為を行う。 | ・支出命令書等の帳票審査 ・帳票の科目や添付書類等についての個別指導 ・源泉所得税についての周知・指導 ・支出行為 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 事業費の削減余地がある ⑦ 受益者負担は求める必要がない | 法定事務であるため廃止はできない。 | ④内容・進め方を見直す ⑥事業費・人件費を見直す | ・会計マニュアルの作成と説明会の開催 ・随時、各担当職員への個別指導 | 来年度、改善・見直しを実施する 今後も継続して適正な支払いができるよう担当課と協力・連携していく。定期的に説明会を開催するなど、全職員が会計事務について理解を深められるようにする。 | 今後の方針・総括のとおり改善・見直しに努められたい。 | B 内容・やり方を改善する・見直す |
| 5 | 36 | 999 | 36 | 収納事務 (会計課・審査担当) 指定金融機関及び役場窓口等で入金された公金を、規定の予算科目に収納し、適正に処理する。 | 指定金融機関及び役場窓口等で入金された公金を、年度・会計・科目別に整理し、日計表を作成した。財務会計システムにおいて消込を行い、指定金融機関における日報と照合し、相違ないことを確認した。 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 事業費の削減余地がある ⑦ 受益者負担は求める必要がない | 事業終了の可能性はない。 | ④内容・進め方を見直す ⑥事業費・人件費を見直す | 電算入力やシャチハタ等を用いることで、収納事務の効率化を図ることが出来る。事務用品の在庫は、定期的に確認を行い適切に管理する。 町税等納期により納付書の枚数や収入金額が変わるため、時期を見通した収納事務処理が必要である。 | 改善・見直しを進める 概ね適切な収納処理を行っているが、会計処理能力の向上に向けてより効率化を意識して取り組むことが重要である。 | 特に意見なし | B 内容・やり方を改善する・見直す |
| 5 | 36 | 999 | 37 | 決算調製及び決算書作成事務 (会計課・審査担当) 地方自治法第233条の規定に基づき、出納閉鎖後3ヶ月以内に予算執行各課所と決算額、事項別明細書、財産に関する調書等の調製を行い、町長へ提出する。 | 一般会計及び特別会計の決算書及び決算に関する説明書類を作成した。 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求める必要がない | 法定事務であるため廃止はできない。 | ④内容・進め方を見直す | チェック体制の充実を図る。 | 改善・見直しを進める 各課との連携を図り、迅速で正確な決算書及び付属書類の調製・作成に努める。 | 特に意見なし | B 内容・やり方を改善する・見直す |
| 5 | 38 | 141 | 3 | 統計調査実施事業 (総務課・広聴広報統計担当) ・国勢調査：国の最も重要かつ基本的な統計調査 ・農業センサス：農林業の生産構造等を調査 ・経済センサス：事業所や企業の経済活動等を調査 ・住宅土地統計調査：住宅と世帯、土地等を調査 ・工業統計調査：工業の実態を調査 ・商業統計調査：商業(卸売・小売)の実態を調査 ・学校基本調査：学校数、在学者数等の状況を調査 ・就業構造基本調査：就業・不就業の実態を調査 ・町(丁)字別人口調査：字別の人口世帯等を調査等 | ・国勢調査(平成27年10月1日現在) 4, 363世帯 12, 117人 ・学校基本調査(平成27年5月1日現在) 幼稚園1園、小学校4校、中学校4校、 ・町(丁)字別人口調査(平成28年1月1日現在) 66地区 4, 836世帯 12, 472人 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求める必要がない | 法定受託事務であるため、町では休止・廃止できない。 | | | 現状維持(従来通り実施) 法定受託事務であるため、従来通り実施していく。現在、国では調査全般について民間委託等を検討しているが、現時点では町が実施していく必要がある。今後も、統計調査に関する経費は交付金として支給されるため、必要最小限の経費で事務を実施していく。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|-----|----|--|--|---|--|--------------------------------|------------------------------|---|--|--|--|------------------------|
| 5 | 99 | 999 | 5 | <p>田舎暮らし支援事業 (総合政策課・企画政策担当)</p> <p>ちちぶ定住自立圏構想の政策分野「圏域外の住民との交流及び移住促進」による協定項目である「交流及び移住促進事業の実施」中の、「圏域外の住民を多く受け入れるため、空き家バンクの移住促進交流事業」の効果的な実施・運用のため、ちちぶ空き家バンクのリーフレットを作成し、固定資産税納税通知書と同封の上、物件所有者への周知広報を実施、空き家の登録促進を図る。 また、宅建協会秩父支部、ファインドちちぶ及び1市4町で組織する空き家バンク推進委員会により、移住促進交流事業や移住者支援事業、情報発信等を実施している。</p> | 5月に固定資産税納税義務者あてにリーフレット送付し、空き家バンク制度の周知及び物件登録の促進を図った。物件登録等に関する相談は十数件あり、そのうち正式登録となったのは5物件であった。 その他、空き家バンク推進委員会による先進地視察、ふるさと回帰フェアはんじょう博・県民ふれあいフェスタへの出展、田舎暮らしセミナー・物件見学ツアーの開催など移住促進交流事業に参画した。 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求める必要がない | ④内容・進め方を見直す | 転入者等が目に見えて多くなったり、また、町内で数百件と推定される空き家物件の利活用が十分な状況となった場合など、移住・定住促進施策を実施する必要が明らかに不要となった場合 | 空き家物件の登録や移住の促進については、税納税通知書へのリーフレット封入や町HPによるPRのほか、空き家バンクHPの拡充も行った。これらのほか、広報紙への掲載やリーフレットの更新によるPRの拡充する。また、適正な業者物件の登録推進や、移住者支援事業の拡充を図るなど、予算規模をあまり拡大せずこうした点の充実を進める。 | 来年度、改善・見直しを実施する ちちぶ定住自立圏構想に基づく空き家バンクは事業開始後5年が経過し、認知度アップ等により制度は定着しつつある。一昨年、昨年と事業拡充の可能性を探る意味で、お試し居住や空き家施設リノベーション等の先進地を視察したが、新たな事業に踏み出す(例えば物件改修など実施した何らかの事業を行う)ためには、相当額の予算となることが予想される。町単独での事業拡充も含め、定住自立圏による新たな有効施策についても検討していかなくてはならない。 | 今後の方針・総括のとおり改善・見直しに努められたい。山村留学の高校生の家庭の転入につなげるなど工夫も必要である。 | B 内容・やり方を改善する・見直す |
| 5 | 99 | 999 | 6 | <p>定住促進奨励金交付事業 (総合政策課・企画政策担当)</p> <p>町への転入・定住促進及び町内建築事業者の活性化を目的とし、町外に引き続き5年以上居住し、転入した世帯が2年以内に自身の居住する家屋を取得した場合、町内事業者による施工の場合は5年間、町外事業者による場合は2年間、当該家屋に係る固定資産税相当額を奨励金として交付する。 家屋を取得し、固定資産税の納入が開始した年度(1月1日の家屋調査実施時に対象とされた年度)の2月15日～3月15日の間に申請を受付、翌年度4月に奨励金を交付する。</p> | 小鹿野町に転入し、新規に住宅を取得した20世帯に「定住促進奨励金(計1,399,210円)」を交付した。 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地がある程度ある ⑤ 類似する事務事業はあるが、統合・連携できない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求める必要がない | ④内容・進め方を見直す | 転入者等が目に見えて多くなったり、移住・定住促進施策を実施する必要が明らかに不要となったとき、または、財政状況によって奨励金額の支出が困難となったときや他の事業に投資した方が転入・定住に効果的であると判断された場合 | 現在、対象となる町外の転入希望者へのPRIは、町のHP・空き家バンクのHPへの掲載のみであり、対象者の目に触れる機会が少ないため、町内の転入者及び町外の転入希望者へのPR方法を検討し、実施することで成果向上の余地がある。例えば、全国の移住情報を集約したふるさと回帰支援センターにパンフレットを配置することや、移住者向けの冊子等に掲載を依頼することが考えられる。また、奨励金が転入・定住を決める際の決め手の一つとなったか、申請時に任意のアンケート調査を行い、転入理由や事業効果の把握を行う。 | 来年度、改善・見直しを実施する 転入・定住促進に関する給付事業は、「定住促進奨励金」「マイホーム取得奨励金」「民間賃貸住宅家賃助成金」事業がある。それらの経済的支援事業が町外からの転入、町内での定住を決める一助となるには、対象者が必要とする時に情報が届く必要がある。効果的なPRの方法を検討し、一過性のPRIにとどまらないよう、状況の変化に合わせた対応を実施する。 また、申請者への任意アンケート調査などにより事業効果を把握し、場合によっては事業内容や実施方法を見直す必要もある。 | 今後の方針・総括のとおり改善・見直しに努められたい。 | B 内容・やり方を改善する・見直す |
| 5 | 99 | 999 | 21 | <p>子育て支援金給付事業 (住民課・児童福祉担当)</p> <p>次世代を担う児童の健全育成と、子育て家庭の経済的負担を軽減し少子化対策を図ることを目的とし、第1子・第2子には5万円。第3子以降には10万円を支給する。(平成29年4月1日以後に出生した第3子以降より15万円に引き上げる) 申請期間 出生の日から1年以内 業務内容 申請書の受付、審査及び支払処理</p> | ・申請の受付と支給決定 ・支援金の支給 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 対象・意図を見直す必要がある | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 受益者負担は求める必要がない | ③対象・意図を見直す | 子育て支援事業であり、類似事業が他にないため、事業を終了することは難しい。 | 平成29年度以降に出生した第3子以降を対象に、10万円を15万円に引き上げる。 | 来年度、改善・見直しを実施する 以前の「出産褒賞金」を平成27年度より「子育て支援金」とし、支給額を増額し実施している事業である。さらなる子育て支援を図るため、平成29年度以降に出生した第3子以降を対象に、10万円を15万円に引き上げる。 | 特に意見なし | C 内容・やり方、コストを改善・見直す |
| 5 | 99 | 999 | 25 | <p>多子世帯保育料軽減事業<3歳未満3子以降>(住民課・児童福祉担当)</p> <p>保育所等に入所する3歳未満の第3子以降の児童の保育料を減免する。 本事業は県単事業で、県と町で1/2づつ費用負担するものである。</p> | 保育所等に入所する3歳未満の第3子以降の児童の保育料を減免した。 対象人数:24人 | ① 結びについている ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はあるが、統合・連携できない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 現行の受益者負担は適正である | | 県の補助制度でなくなった場合、あるいは国の基準が改正されて本事業も対象となる場合などにおいて、町として全額負担するか、別の制度とするかの検討が必要である。 | 現状維持(従来通り実施) 今後、補助金がなくなった場合、町単独で事業を継続するかが問題となるが、子育て支援事業であるため、継続することで利用者の負担を軽減し少子化対策を図りたい。 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する | |
| 5 | 99 | 999 | 32 | <p>戸籍住民基本台帳等事務 (住民課・住民担当)</p> <p>住民基本台帳法・戸籍法に基づく転入・転出等の住民異動届出、戸籍の届出、国民健康保険・国民年金の資格の得喪等の届出の受理等窓口事務及びこれに伴う住民基本台帳処理事務を行う。 戸籍・住民基本台帳法・印鑑登録等に係る証明書の交付事務を行う。 これら住民基本台帳や戸籍法等に基づき、届出処理や証明書交付を行う事業である。</p> | 事業概要に記載のとおり届出処理や証明書交付を行った。 住民異動処理件数:854件 証明件数:15,859件 | ① 結びつかない ② 町が実施しなければならない ③ 妥当である | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 現行の受益者負担は適正である | | | 現状維持(従来通り実施) 住民基本台帳法や戸籍法に基づく事務 | 特に意見なし | A 現状のまま継続する | |
| 5 | 99 | 999 | 70 | <p>イルミネーション補助事業 (おもてなし課・観光担当)</p> <p>寒さが際立つ冬の夜、静寂な空間を温かく彩るイルミネーションの設置を奨励することで、住民参加を促し、地域のつながり・連携による「明るい町づくり」を進めることを目的とする。 そのため補助金を交付するものとし、補助金の額は、補助対象事業経費の70%、毎年度100万円以内とする。なお、補助金を受けようとする地域及び団体においては、3箇年間継続して本補助事業を行わなければならない。</p> | 3団体に対し2,422千円の補助金を交付した。 | ① 結びについている ② 委ねられる可能性がある ③ 対象・意図を見直す必要がある | ④ 成果向上の余地はない ⑤ 類似する事務事業はない | ⑥ 削減の余地はない ⑦ 現行の受益者負担は適正である | ②民間等への委託等を実施する ③対象・意図を見直す | 本年度をもって、イルミネーション補助金の新規申請受付を終了する予定である。事業は3年間の継続が必須条件のため、本年度に新規申請があった場合は平成30年度で本事業は最終年度となる。 | 事務事業終了 当初はイルミネーション補助金を活用し、地区住民が創意工夫し、協働で装飾作業を行うことによるコミュニティの形成も目指していたが、商工団体の中には外部に工事を委託し、受益者負担も団体会計より支出するなど、要綱の範囲内ではあるが、町が意図しない支出や成果品があまりにも多くみられた。新規申請団体もないことから、本事業は今年度新規申請分をもって事業終了とする。 | 新たな市街地等振興策等も検討されたい。 | D 休止・廃止する | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|-----|-----|--|--|---|--|--|--|--|---|--|--|---------------------------------|
| 5 | 99 | 999 | 107 | <p>結婚相談員活動補助事業 (中央公民館・事業担当)</p> <p>結婚相談員が結婚を希望する独身者のために、結婚成立を図り活動している。毎月1回結婚相談室の開設と、結婚相談委員会定例会議を開催している。会議では、相談日の内容報告や婚活イベント企画、開催後の反省、カップル成立後の状況を報告。また、年4回、婚活イベントを開催し、出会いの機会を提供している。以上の結婚相談委員の活動に対する補助事業である。</p> | <p>相談所相談委員に補助金を交付した。相談室は、19件20名の相談を受け付けた。イベントは、申込み者全員参加企画として「バレンタイン婚活」を開催。64名の申込みがあり、当日は、60名が参加した。町内の施設利用、抽選会で町内のお菓子を賞品とし小鹿野町の魅力を伝えた。その他、食事のみのイベント、BBQや婚活バスツアーなどを企画して実施した。</p> | <p>① 結びについている</p> <p>② 委ねられる可能性がある</p> <p>③ 妥当である</p> | <p>④ 成果向上の余地がある程度ある</p> <p>⑤ 類似する事務事業はない</p> | <p>⑥ 削減の余地はない</p> <p>⑦ 現行の受益者負担を見直す必要がある</p> | <p>対象が積極的に出会いの場を求め、参加し、本事業以外にも民間等で出会いの場を提供する団体がふえ、その結果多くのカップルが成立し、婚姻率の増加、町へ定住し、人口の増加が見込まれた場合</p> | <p>②民間等への委託等を実施する</p> <p>④内容・進め方を見直す</p> <p>⑦受益者負担を見直す</p> | <p>結婚を希望する独身者がどのような結婚支援を求めているか情報収集し、支援の内容決定や結婚相談委員の助力、仲介等の活動を行う。経費の適正化を図るため、見直しを行う。</p> | <p>来年度、改善・見直しを実施する</p> <p>結婚を希望する独身者からの相談や婚活イベント参加者が年々増加傾向にあり、事業継続の必要がある。今後も、相談者、イベント参加者の希望に添った事業を展開することで成果向上に努め、常に相談者が求めている支援の内容を把握し、事業を実施していく。</p> | <p>イベント参加者や結婚相談者の増加促進について常に工夫していくことが必要である。今後の方針・総括のとおり改善・見直しに努められたい。</p> | <p>B</p> <p>内容・やり方を改善する・見直す</p> |
|---|----|-----|-----|--|--|---|--|--|--|--|---|--|--|---------------------------------|